

半世紀後の新しいまえがき

鈴木道彦 フランス文学者

一九六七年十月八日のいわゆる「第一次羽田事件」の直後に、私は強い怒りと抗議の気持をこめて、三つの文章を書いた。今回、中・八山崎博昭プロジェクト」の事務局から、ウェブサイトに掲載したいという要請のあったものがそれである。この機会に私は改めて全文を読み直したが、五十年近く前のはなはだ稚拙な文章ではあるけれども、事件当時を書いたものとして、とくに変更の必要を認めなかった。そこでまずそれらを執筆した経緯について、簡単に説明しておきたい。

山崎博昭の死を、私はその日のラジオで知ったのだと思う（私は当時まだテレビすら持っていなかった）。佐藤首相のベトナム訪問に反対するデモのなかで一人の学生が殺された、というこのニュースの衝撃は大きかった。しかしそれに追い撃ちをかけたのは、翌朝の各紙の報道である。デモ当日は日曜だから、夕刊はなかったはずだが、少なくともラジオでは、デモ隊の奪った放水車によって一学生が轢き殺されたという警察側発表とともに、死因は「頭蓋底骨折」であり、「脳内出血」であるということも報じられた。したがって、警棒による殴殺の可能性も充分に考えられていたはずなのだ。ところが翌朝になると、各紙は申し合わせたように、さも見たような状況描写とともに、いつせいに放水車による轢殺のニュースを伝えたのである。まるでそれだけが客観的真実で、死因を機動隊による殴殺とする主張は不当な言いばかりであるかのように。

マスメディアが警察発表のみを「真実」として垂れ流すのは、このときに始まったことではない。しかし、この「第一次羽田事件」のときはそれが極端で、私は直ちにその異常さに気づいた。これでは一人の学生の死をきっかけに、警察が流す「暴力学生」による轢殺説をすべてのマスメディアが追認して、躍起になって「暴徒」のイメージを作り上げることになる。そこで私は取り敢えず、当時勤めていた一橋大学の十月十六日付学生新聞に「事実とは何か――大合唱に抗して」という一文を書いたのである。これが「羽田事件」にかんする私の最初の発言だった。

その少しあとで、事件直後に霊安室に駆けつけて山崎博昭の遺体の傷の状態を確認したという小長井良浩弁護士の説明会が開かれると聞き、私は参加を申し込んだ。会場がどこであったか忘れてしまったが、十五、六人の出席者がいたことは憶えている。

そのときの写真を交えた非常に説得的な説明によって、放水用の水を満載していた自重九・四トンの装甲車に轢かれて死んだなどという可能性はあり得ないことを、私は改めて確信した。証拠も示さず、遺体解剖に遺族側医師の立ち会いも拒否した警察による意図的な「事実」捏造の疑惑は、いちだんと強まった。

それを「真実」らしく見せていたのはメディアの報道である。そこで私は友人の竹内芳郎と相談して、マスメディアの果たすこの犯罪的な役割を明らかにする方法を考えた。私たちはまず連名で、新聞社が轢殺と判断した根拠を問う投書を行い、それがボツになったのを見定めて、雑誌『展望』の六八年一月号に「公開状」を発表したのである。宛先を朝日新聞にしたのは、たまたま同紙が二人の共通に購読していたものだったからで、かつして当時の朝日が他紙以上に劣悪だったためではない。むしろその逆であることは、「公開状」を読んで下さればお分かりいただけると思う。これがどう扱われたかは、それに続いて『展望』六八年四月号に発表された「朝日新聞への公開状」その後」のなかで報告した通りである。

「公開状」はこのように、マスメディアのすべてに関わるものだから、もちろん現在の極右政権にべつたり寄り添ったメディアによる朝日攻撃とはまったく性質を異にしている。現在の朝日バッシングは、権力と癒着したメディアの醜く墮落した姿を示すもので、一紙を標的にしながら実は国民を威嚇するものと言ってもいいだろう。

この「第一次羽田事件」に坎する「公開状」の問題が進行する一方で、十一月十二日には「第二次羽田事件」があり、またその前日にはエスペランティスト由比忠之進が抗議の焼身自殺を試みるという衝撃的な事件があった。それを受けて書かれたのが、冒頭の「民主主義のなかの暴力」で、これは『現代の眼』の六八年一月号に発表された。

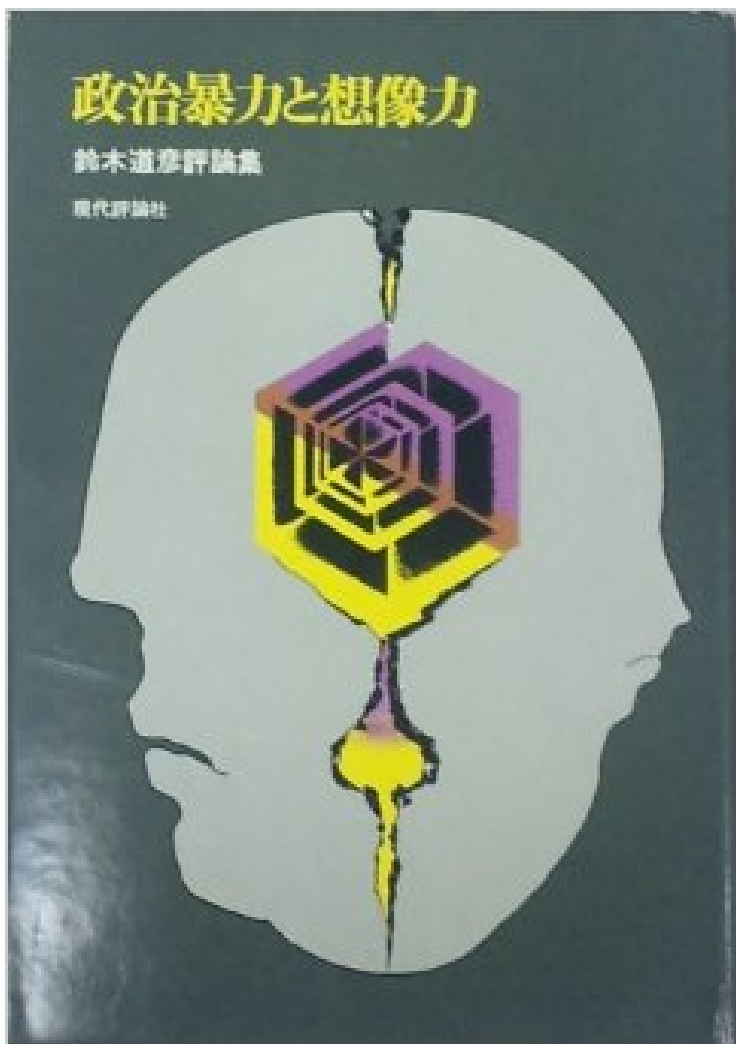
この文章も恥ずかしくなるほど稚拙なものだが、とくに最後のパラグラフにある「己の内なる『国家』とか、私たちの内に否応なしにくいこんでくるナショナルなもの」という言葉は、いささか唐突で分かりにくい表現だろう。これはその数年前から私が「否定の民族主義」とか「民族責任」という言葉で考え続けてきた問題で、他民族、とくにアジアの他民族に対する過去現在の日本の行ってきたことへの反省に基づき、戦後日本のあり方を根本から問い直すことを指している。この文章を書いた当時は、ベトナム派兵を拒否して韓国軍隊を脱走し、日本に亡命してきた金東希が、対馬で逮捕されて大村収容所に入れられており、その支援のために、私はしばしば収容所内の彼と文通していた。その金東希がなぜ日本への亡命を選んだのかということは、日韓の歴史を考えなければ理解できないことだろう。私が念頭においていたのは、たとえばその

ような問題だった。

また最後に、それを問うことを、一つの仕事として自分に課したい」と私は書いて
いるが、奇しくもその直後の六八年二月に「金嬉老事件」が起こったので、彼の裁判を
通して私は七年余りのあいだ「在日」の問題に取り組み、結果としてこの言葉を実践
することになった。しかし、その間の複雑な事情を限られた紙幅で説明することはと
てもできないから、関心のあるかたは、私の『翹境の時 一九六〇年代と在日』（集英
社新書）をお読みいただきたい。

いずれにしても、現在の日本の政治状況や、隣国との緊張した関係、そこで絶えず
問題になる歴史認識の問題などを考えると、碌な反省もなしに戦後を歩んできた日
本の責任は大きいと言わなければならない。私が「羽田事件」をふまえて、たどたどし
い言葉で考えてきたのは、そういうことだった。

（二〇一四年十二月記）



I

民主主義のなかの暴力	6
事実とは何か―大合唱に抗して	30
「羽田事件」の報道をめぐって	36
1 朝日新聞への公開状	36
2 「朝日新聞への公開状」その後	45

II

否認の革命と革命の否認	70
パリ通信―一九六八年五～六月	98
ナシヨナリズムと脱走	108

III

橋をわがものにする思想	130
金嬉老裁判	170
1 なぜ金嬉老を弁護するか	170
2 金嬉老を裁けるか	176

IV

『遅れたレポート』	216
文学と社会科学の接点	223
サルトルと「知名度の濫用」	251
批評の資格	260
新日文への一批判	272
あとがき	283

民主主義のなかの暴力

『現代の眼』一九六八年一月号に発表。

二つの羽田闘争は何を変え、何を変えなかったのか。失われたものは何であり、獲得されたものは何であつたのだろうか。そして、私たちは未来をどのように切り開いてゆかねばならないか。これは、おそらく誰しもが問うているところであろうが、まだ解答はもとより、その手がかりすら充分に与えられてはいないように見える。その意味で現状は混沌としており、未来は明るくないと思ふ。以下の一文を執筆する目的は、私自身の未来への視点をいくぶんかでも探るために、自分なりにこの一カ月の意味を引出そうとするところにある。

1

十月八日の第一次羽田闘争から十一月十二日の第二次羽田闘争に至る一カ月は、本誌前号に発表されたいいだ・ももの「革命的人間の王道」風に言うならば、まさしく二つの死にはさまれた一カ

月であつた。その発端には、内臓を抜きとられ、無理矢理に「轢死」と判定され、行動を共にした同志たちを攻撃する材料に利用され、こうして一個の「物」と化した京大生山崎君の、無残な遺骸がほつぽりだされている。この第一の死については誰しもが当惑している。まず彼を死に追いやった機動隊が、また「轢死」と判定した警察当局が、ついでその発表にとびついたマスコミ、反トロ・キャンペーンに逃げ場を求めた「革新」政党、さらに同じ隊列にいた学生たちとその隊列を指揮した者たち、そして遅れて到着したわれわれが。よろしい、忘れてしまおうではないか。見たくないものは見ないに越したことはない。かくて、今さら一学生の死を云々するのはアナクロニズムだということに、多くの意見は一致する。ある代々木シンパは、マスコミに流された山崎君の死因がデッチ上げくさいと説明されて、臆面もなくこう述べた、「なるほど『轢殺』と即断してはならないかもしれない。しかし、死因はいずれ歴史が明らかにしてくれるだろう。そういうものだよ。急ぐことはない。松川事件を見たまえ」と。この男も最初は深刻なショックを受けた者の一人であつたが、今は歴史に逃げ場を求めている。つまり、忘れてしまいたいのである。「歴史」という言葉のこれほど安直な使い方は、いまだかつて私のきいたことのないものだった。

かくて第一の死が、死者のみの嘗める死を経過しているときに、第二の死が荒々しくわれわれの傍らを通りすぎていった。焼身自殺を試みた由比忠之進氏の死がそれである。彼が息をひきとったのは、佐藤首相が羽田を飛びたつ数分前のことであるが、それを羽田付近のデモの隊列のなかで知つたときの私の錯綜した思いのなかには、ここにも一人の「暴徒」がおり、その死もまたくすねと

られるだろう、という暗い予感があった。じっさいその翌日の各紙は『赤旗』をも含めて、「暴徒」批判の大論説を張るとともに、それを利用して由比氏の死を片隅に追いやり、彼をほとんど秘かに葬ることによってその意味を剝奪したのであった。私はその後彼の死が、ただ「痛ましい」とか「ひっそり」とかいった言葉で片づけられるのをきくごとに、何とも説明のできぬ苛立ちを覚え、にはいられた。事実、死を着実かつ理性的に選びながら抗議の意志を貫徹すること、警棒の前に身をさらすことと、いずれがより暴力的であるだろう。この場合、ガソリンも角材もひとしく抗議のための武器にはかならない。由比氏はそれを利用してみずからの命を絶ち、いわば暴力を己れに向け、自己の存在そのものを否定するという最も極端な脅迫によって、抗議を遂行したと考えるべきではないか。政府はこの死を「悲しむべき事件」と呼び、いかなる形であれ「直接行動」（つまり暴力）は避けねばならぬときめつけながら、「真意が分つてもらえなかったのは残念だ」などとうそぶき、最後には首相夫人代理の破廉恥な弔問でことを収めたが、これこそ遺体を足蹴にしてほおり出す行為だったと言わねばならぬ。この死が私たちの手からくすねとられたとは、そのような意味においてである。ところで私にとっては、山崎君も由比氏も、年齢とその死に至る事情こそ異なれ、まぎれもなく「民主主義者」のいわゆる「暴徒」の一員であった。そして私は、政府とマスコミが彼らを一人のよい子、一人の誠実すぎる老人に仕立てあげるのを、手をこまねいて見送った——あるいは少くとも、そのように仕立てあげるのを阻止し得なかった——ことに、言いよ

うのないもどかしさを覚えていた。

じっさい、彼ら二人の死ほど私たちの無力な状況を示すものはない。とはいえ私は、追いつめられて素手で身を守り、あるいはぬきさしならぬ手段に訴えた彼らを、決して英雄視したいとは思わない。むしろ非難は承知のうえで、彼らは半ば無駄に死んだと言いきってしまいたい誘惑が私にはある。おきまりの「死を無駄にすまい」という表現にしても、すでに私には白々しく、二つの死を言いあらわすには、甚だ不適切に思われる。「無駄にすまい」というその口の下から人びとの受けた衝撃は徐々に薄らいでゆくだろう。「無駄にすまい」とは単に心がまえの問題であって、そう言いつつも誰かが途方に暮れているのではないか。私もまた同様であって、これらの死を忘れまいと自らに言いかけながら、しかしこれに対してどうすることもできないのだ。私はこのような死に、どうつとめても冷静であることができない。しかしそれは他人に語ったところで仕方のないものだ。今は一旦死そのものを離れて、彼ら二人の生命を失わせた「暴力」とはいったい何であったのか、その「暴力」の意味は何かを探ってみたいと思う。

2

暴力とは何か。私はそれを今、歴史的な意味において明らかにするつもりではないことを予めおことわりしておく。「本源的蓄積」を論ずるさいのマルクスの有名な指摘を受けて、暴力は革命的な役割を果たすと記したエンゲルスがあり（『反デュリング論』）、また「暴力手段と権力機関をにぎ

っている暴圧者に対する暴力なしには、人民を暴圧者から解放することはできない」と書いたレーニンがあるが、『カデットの勝利と労働者党の任務』、それも今はどうでもよい。これらの暴力が、結局は暴力なき社会を志向するものであることも自明であろう。そのうえで、はっきりと確認せねばならないのは、現に「民主主義」の名づけて言うところの「暴力」が日々、私たちの住む日本というこの「民主主義国家」の暴力によって作られ、その国のごりつばな「民主主義者」たちによって助長されているということだ。そのような「民主主義者」の典型的で無邪気な言説は、たとえば次のようなものである。

「理由のいかんを問わず、学生が暴力で首相の外遊を阻止しようというのは、すじちがいだ。民主主義国家としては、ずかしい話である。私も首相は南ベトナムにいかない方がいいと思う。日本としては南北両ベトナムいずれにもくみさず、平和回復に役立つような立場をとるべきだ。しかし、国民の間には、賛成、反対のいずれの意見があってもいい。賛否をめぐって大いに議論するのも結構だ。でも、暴力を使うのは、なんとしても許せぬ。反対をするのなら許されたデモなどで、意志表示をなすべきだ」(茅誠司『朝日新聞』十月九日朝刊。傍点鈴木)。

この文章の筆者が首相の南ヴェトナム訪問に公然と反対したかどうか、私たちに「大いに議論する」場が与えられているかどうか、マスコミは賛成・反対の意見を正確に伝えているかどうか、その解答は明らかに「否」である。このように言論の可能性を巧妙に封殺しておいて、「民主主義」を盛んにふりまわす国家・マスコミ・御用知識人こそ、由比氏の死の直接的原因であったことは、

その遺書の「要旨」が伝えている。また、これこそ学生を「暴徒」と化する一要因であったことも明らかだ。私はそれがすべてでだなどと言いはしない。が、そこにひとつの重要な原因があることを私は否定できない。大江健三郎が「コミュニケーションの断絶」(『朝日ジャーナル』十月二十二日号)という言葉で表現したのもそのことである。私は、佐藤首相がコミュニケーションを回復すれば事態は好転するとも言いたげな大江の結論を、甚だ甘いと思うが、「民主主義」と「言論の自由」がいわゆる「非暴力」的抵抗を日々に骨ぬきに、かくていわゆる「暴力」を日々に育成しつつあることは、疑いのないところである。

しかし、問題はこれら「民主主義者」たちのみにあるのではない。むしろ彼らと同じ言葉によって絶えず「暴力」を難じてやまぬ「非暴力主義者」たちによっても、「暴力」が日々に育成されていることが問題だ。じっさい、日本の左翼はいつからこのような非暴力主義に衣がえしてしまったのだろうか。暴力——非暴力の関係を、いつからあの「民主主義者」なみに分類ずみの事実としてしまったのだろうか。暴力はテロ、非暴力はデモやストライキ、暴力は無効で非暴力は有効とでも受けとられかねぬ単純な区分けを、いつから人は信じるようになったのか。その意味で、収奪されているのは「言葉」だという長田弘(『現代詩手帖』十一月号)に私は同意する。この収奪された「言葉」の奪還は、言論人の一つの重要な任務であろう。海老坂武は、ニザン著『番犬たち』のあとがきに次のように記したが、私はこの言葉に全面的に賛成だ。

「無論この批判の作業を通じて、回復し、蘇生さすべきは、個々の言葉である以上に、『番犬たち』

が一つの言葉によって平等を語るとき私たちは同じ言葉によって差別を語り、彼らが非合法を語るときその同じ言葉で私たちは合法を語るといふ、発想そのものである。

ここに明確に記されたとおりだ。「民主主義」が言論の抑圧を意味し、「平和憲法」が自衛隊と戦争加担を意味し、「暴力反対」が警棒を高々とふり上げた機動隊の暴力を意味する現在、私たちは同じ「暴力」という言葉で何を非難することができよう。言葉ははじめから収奪されているのである。そうだとすれば、むしろなすべきは言葉の垢おとしであり、できあがった言葉をそのお仕着せから解放する作業であろう。この点で、私たちはほとんどシュールレアリストなみの地点から、だがシュールレアリストの嘗めた手痛い蹉跌は十二分に踏まえた上で、歩みはじめねばならない。

じっさい一九六〇年代の日本のきわだった現象は、「平和」「民主主義」「自由」等々の言葉に一つの意味づけを行ない、分類を完了し、かくてこれらをまったく無害なものと化したことではなかったろうか。「暴走学生」たちは、これらもっともらしい無害な言葉が一九六〇年代を支えていることを見ぬいていた。その意味で、彼らの行為にはシュールレアリストと一脈通じるものがあると言えよう。ところで、シュールの総帥ブルトンは『第二宣言』の有名な一節においてこう語っている。

「シュールレアリスムが（……）暴力以外の何物にも期待をかけなかったことを、人は納得するだろう。最も単純なシュールレアリスト的行為とは、両手にピストルを持って街なかに降りてゆ

き、群衆にかこまれて、盲滅法に、力の尽きるまでそれをぶっ放すことだ」。

むろんブルトンは、みずからこれを実践したわけではない。彼が行使したのは言葉の「暴力」であり、言葉のテロリズムである。だがまた彼は言葉が何も破壊しないことも知っていた。だからこそやがてコミュニズムへ、トロツキズムへと近づいていくことになる。ところで、一九六〇年代の日本の生んだ「暴徒」たちのなかで、言語表現に関心を寄せる者がシュールレアリスムに注目するのは、けっして偶然のことではない。「暴徒」たちの行動はその形態こそ異なれ、シュールレアリストと同じ焦燥に、すなわちダシなく横たわってピクリともせぬ言葉がそれでもなお意味するところのこの醜悪な社会や、その社会に骨までしゃぶられた「革新」運動の否定に発しているからである。そうだとすれば、私たちには、むしろこの意味づけを完了した言葉の死滅をしっかりと見きわめながら、言葉に新たな価値序列を与えるべく、そこから私たちの言葉を選びとって、その言葉に相応ずる実体を鍛えあげてゆくことが要求されているのではあるまいか。「暴力」とはまさにこのような言葉の一つである。

とはいえ、私は物理的「暴力」が現在の日本の唯一絶対の武器だなどというのではない。また非暴力的抵抗の有効性を、私はこれまで一度も否定したことはない（それについては後にふれよう）。ところが、単一細胞的な「非暴力主義者」は、「暴力」ときけばこれをいっさい排除するものであるらしい。私は黒田喜夫ら五名を発起人とする「十・八羽田デモについての呼びかけ」に署名したが（これについても後述する）、黒田喜夫ならびに石田郁夫によると『読書新聞』十月十三日、二十

月号)この「呼びかけ」への参加すら「非暴力主義」の名において、つまり学生の「暴力」は容認できぬという立場において拒否する者があつたらしく、それがもし本当だとすれば病膏育としか言いようがない。この「呼びかけ」に参加するかしないかはどうでもよい。が、これを「非暴力主義」の名において拒否するというのはどうしようもない。つまり、これら「非暴力主義者」は「民主主義者」であつたことになる。

ところで、石田郁夫は『新日本文学』十一月号の座談会でカストロやゲバラを暴力主義とも非暴力主義とも考えないと言ひ、むしろ彼らのうちにある非暴力主義的側面を重視することを力説した。私には、この石田郁夫の意図がよく理解できる。彼はたとえば泉大八の「非暴力主義的抵抗」というのは、笑ひとかさういった知的なもので抵抗するんだと思う」というゆるみ切った発言に対して、「非暴力」という語の垢おとしを試みたとも考えることも許されよう。私ならば、この同じことを、暴力を容認しそれを内に包む非暴力、または非暴力を容認しそれを内に包みこむ暴力、とでも言いたいところである。その場合の暴力とは、むしろ単純分類論者の区分けではなく、権力に対してあらゆる手段に訴えて私たちの意志を押しつけ、これを強制し、非合法から新たな合法性を作り上げてゆく、その方法を指している。そして、言うまでもないことだが、そこには肉体的暴力や抵抗の武器もまた、必要に応じて確固たる一つの場を占めるはずだ。つまり学生たちの「暴力」を非難し排除することが問題ではなくて、より強大で有効な「暴力」を作り出すことが問われなければならない。

この点で、二つの羽田闘争の示した最もポジティブな事実、権力に対し集団の示威行動によって一つの意志を強制しようとするれば、それは必ず権力側の弾圧にさらされ、その弾圧に抵抗すべく反体制側は、必ず「民主主義者」のいわゆる「暴力的」な行動形態をとらずにはいられないということ、肉体的物理的な姿において現出させたことだった。ヘルメット、角材、丸太棒が、たとえば警察側の武器と比較してまことにちやちで原始的なものであり、それを「非暴力」的行動と呼んでも一向に差し支えないとはいへ、これを手にしたデモ隊は権力との対決がギリギリのところ、少くともわが身を守る武装を必要とすることを、私たちにはつきりと見せつけた。そこに彼らの行動の悲惨な一つの意義があつたと私は思う。

だが、以上のことをふまえたうえで、なおかつ私はこれらの「暴力」がけつして勝ちを望み得ぬものであることを指摘せねばならない。なぜなら、少数者の突出した武装に対して権力側は確実にこれを上まわる武装強化で応ずるだろうし、このエスカレーションにおいて勝利を収めるのは必ず権力側であろうから。なるほど一度や二度の偶発的な成功を望むことはできるだろう。ひょっとしたら佐藤のヴェトナム訪問は阻止し得たかもしれない。ひょっとしたら——こうした言葉はいかにも傍観者じみて悠長なものであるが、にもかかわらず私は訪ヴェトナム阻止が、やはり「ひょっとしたら」であり、千に一つの可能性にすぎなかったと考える。また十一・十二の「訪米阻止」においては、「阻止」という言葉——これは「市民文化団体連合」のなかにさえあらわれた——この言葉すらすでに白々しいほど、その可能性はとぼしかったと思う。

したがって、たとえ権力への抵抗が必然的に「暴力的」なものを生み出すとはいえ、この権力——暴力の関係が街頭での流血や激突に終始するかぎり、私たちにけっして勝ち目がないということもまた、二つの羽田闘争が明らかにしたところである。「暴走学生」の不幸な孤立は、彼らの「暴力」がもともと敗北に運命づけられていたことを、とりかえしのつかぬ犠牲において証明した。なるほど、いいだ・ものの言うように、「ある状況のもとで、大衆的理解を峻拒しないもの、大衆的孤立を恐れるもの」は「思想の名に価し」ないというのは本当だが、しかしまた文字どおり暴力そのものであるゲリラ戦においても、戦闘地域の人民の全面的な援助が不可欠な条件であることは、ゲバラがその『ゲリラ戦』の冒頭で鮮明に記しているところではないか。いや、今さら流行のゲバラなどを持ちだすまでもなく、これほど明白なことは他にそうあるものではない。要するに、大衆の支持を欠いた反対「暴力」は、いかに果敢なものであっても、けっして反抗の域を脱し得ないものだ。既成左翼の巨大な残骸の上に登場した新左翼は、政治的集団の不可避な使命として、この溝を埋める方向に踏み出さねばならないだろう。

この点で、私はいわゆる「暴徒」たちの努力がけっして充分でないどころか、甚だ欠けていたと思わないわけにはいかない。尖鋭な学生たちが、同じ大学の教師や学生たちの支持を獲得することもできぬばかりか、三派はやはり三派であって、同じ戦場に立った翌日にはもう些細なことから自派の勢力拡張に汲々とする姿が見られることは、私にはまったく非生産的なものに思われる。さらにまた「事件」の与えたショックに過大な期待をかけるのも誤りだと私は思う。死者も忘れ去られ

るものだ。まして「暴徒」の与えたショックが忘れられるのに、さしたる時間を必要としてはいい。それは「暴徒」と一括される者のうちにおいてさえ、みるみる色あせてゆくだろうし、そのような過去の事例に私たちはこと欠かない。そのショックをつなぎ止めるには、再び別なショックが必要だ。こうして流血がくりかえされ、それは再び敗北に終るだろう。その敗北の激しさは再び何らかのショックを与えずにはいないだろう。そして、それもまた再び忘れ去られるだろう。「現在では闘争は決定的にやれば敗北にきまっている」とは、吉本隆明の名言だが（『初期ノート』）、この句は今なお通用するものだ。

現在では、闘争は決定的にやれば敗北にきまっている。そうだとすれば「暴走学生」は、敗北に運命づけられた闘争のなかで何を求めていたのだろう。『文芸』十一月号に発表された浅田光輝の「暴力と非暴力の論理」は、「暴走学生」が物理的即物的な力への信仰（強行突破）と、示威行動（デモ）との関係を曖昧に結びつけたという点で、彼らを批判しているものと読みとることができ、私もほぼこの見解に同意する。しかし、学生をあの実力闘争へと突き動かしたものの、そして敗北を運命づけたものは、たんに訪ヴェト・訪米阻止でも抗議の示威行動でもなかったであろう。彼らの多くはおそらく敗北も孤立も覚悟のうえで、羽田に赴いたのだろう。だからこそ「闘う」ということ、敗北に運命づけられた決定的闘争を生きて、ということが、いつかすべてを覆ってしまい、己れを客観視する努力が怠られることになる。そこから一部において、とりわけ学生新聞において、「実存」「自己」「個」「怒り」「生」といった表現が頻発されることになるのだ。いい

だ・ももは、この言葉を現場の学生の口から伝えている。

「弁天橋の現場において、ひとりの学生リーダーが、びしょ濡れになり、黒煙に煤け、血をにじませ、青ざめ、ガチガチと慄えているデモ隊に向かって、『おれたちは、権力に、おれたちのなまの実存をさらすんだ』と、叱咤していたことを思い出します。それらは、むしろ、呪詛に似、泣訴に似ていました。しかし、その現場の言葉は、山崎博昭の日記にうかがわれる孤独な内面性を共有する全参加者を刺し貫きました」(『革命的人間の王道』。傍点鈴木)。

十・八羽田闘争のあとで、警棒とマスコミと「世論」と既成左翼の袋だたきにあって孤立した学生たちとの連帯に少しでも近づこうと試みたいいだ・ももが、なぜこのように記したか、その理由を私は理解することができる。それを肯定したうえで、私は敢て言うのだが、学生リーダーの叫んだ「なまの実存」は、行動の契機であり、行動の真ったなかで行動を支えるものであり、したがってギリギリ不可欠なものではあっても、それ以上のものではないのだ。なるほど学生の「なまの実存」を生んだのは、一九六〇年代の日本の状況であり、その「民主主義」であり、闘わぬ「革新政党」であり、おとなたちであろう。だが、また「実存」はますます学生を孤立させ、孤立は敗北を生み、敗北はさらに孤立を生む。その結果、彼らはいまやサルトルのいわゆる「冒険家」——根本的な否定の投企に発し、そのために行動そのものを目的とし、その行動によって「なまの実存」を見たと思った瞬間に、自己を救いあげてゆくあの純粹な「冒険家」——の肖像に酷似してゆくこととなる。むしろこの「冒険家」の行動の政治的意味は、それこそくすねとられてゆくのであり、

もしそれでもこの「実存」にすがりつくなら、それは甘ったれた体験主義に——一種の自己肯定に——墮してゆくほかはないだろう。そのことは誰しもが感じているのだ。たとえば、『読書新聞』十一月二十七日号に掲載された一学生の投書の末尾には、次の一節が見られるのである。

「羽田闘争での僕達の行動には多くの限界がありいろいろ問題はあろう。いや、もしかしたら、僕達の行動には一片のとりえさえもないのかもしれない。しかし、僕はそれでもいいと思ってる。僕は僕の『確信』に現在のすべてを賭け、そうした中で熟考していこうと思う。そして、すべてを政治的有効線上で判断していく、緊張感（これがほんとの『沈黙』だ）に耐えていこうと思う」(傍点鈴木)。

ここには、孤立した学生の不幸な状況が、ストレートに照らしだされている。「それでもいい」「現在のすべてを賭け」といった、「冒険家」的な心情ないしは信念を安直に発しながら、しかし投書の主は「実存」や「死」や「確信」の彼方に陰惨な何かがあり、そこに自分の行動がズブズブと雲散霧消していく危険をもむろん感得していることがうかがわれよう。

したがって、問題はけっして「それでもいい」と居直ったり、「すべてを賭ける」とうそぶいたり、「なまの実存」を叫んだりすることではなくて、その孤立そのものを、客観的に見つめることである。いわば絶対的な立場を選ぶことではなくて、政治行動を政治の相対的な場に引きもどしてみることであり、つまりは「暴力」を客観視し、反体制運動のなかに位置づけ、その有効な組織化的方法を、じっくりと探ってゆくことである。それなしには、七〇年からも、その先からも、一条

の光もさしてきはしないだろう。

3

ところで、以上にのべた「暴走学生」への批判は、実は「暴走」しなかった者にもはねがえってくるものだ。敗北したのは学生だけではなくて、そこには学生を惹きつけるに足る理論的実践や実践的理論の構築を怠った教師たち、知識人たちの、言いようのない荒廃が照らし出されている。学生、敗北は、知識人の敗北と相呼応している。それだけではない。それは同時に大衆の敗北をも意味しているだろう。私は十・八ならびに十一・十二の行動だけを指してそう言うのではない。一度や二度のデモなどを越えて、問題ははるかに深刻である。事情はずいぶん異なるが、三〇年前に中野重治が転向について書いた次の言葉は、現在の問題を考えるうえでも示唆に富む発言であらう。

「プロレタリアートの階級闘争における敗北・転向がインテリゲンチヤ分子から始まり、おもにその力で勢いづけられたという事実があるとして、その時それはインテリゲンチヤが敗北したのであって大衆ではないとすることは、かなりに非プロレタリア的な、インテリゲンチヤの偏重——インテリゲンチヤの過重評価ではなからうかと思う。プロレタリアートは、あるいは勤労大衆は、徹底的な敗北者、敗北しきったものとして残ることが生活上できないという事実にもかかわらず、自分に結びついたインテリゲンチヤないし小ブルジョワ的なものをキッカケとして、事実として彼自身敗北したのである」「敗北したのはインテリゲンチヤであって大衆ではないという

言葉……、そこからは、同盟者への影響が弱かったということについての、プロレタリア的な自己批判が生れてこない」「インテリゲンチヤがそれほど弱かったという最近の『事実』については、プロレタリアートこそが責任を取るもののように私には考えられる」(田舎者文芸時評)。

以上をふまえて、私たちに何が残されているだろう。自分をふくめて現状の荒廃が目をおおうばかりである以上、むろんきめ手になるものなどどこにもころがっているはずはない。そのことをまずおことわりしたうえで、このいわゆる「暴力」の意義と限界とを明確にすること、この「暴力」を、これを生んだ権力との関係において、「民主主義」との関係において、また反体制運動の現状において、捉え返すことが必要だとまず言っておきたい。そのさい警戒すべきは、大目標のみに目を奪われ、極限的な目的のみにしって、いっさいの媒介を見落とすことである。このような絶対的立場をとるのは当人にとっては爽快かもしれないが、それは戦闘放棄にはかならず、政治的には何の意味もない。

ところで、そのような絶対の立場にあまざる典型的な例は、『日本読書新聞』十一月六日号に発表された月村敏行の「知識人たることの崩壊」という一文である。私は月村が羽田闘争についてのどのような見解を持っているのか詳かにしないが、まず予めこの文章の多くの部分に(文体はともかく趣旨において)賛成であり、ただ決定的な一点でのみ異なっていることをおことわりしておく。月村はここで主として、石田郁夫、岩田宏、長田弘、黒田喜夫、野村修の五名を発起人とする前記「十・八羽田デモについての呼びかけ」をとりあげ、これが「決定的にダメ」であり、知識人

の頽廃であり、このような代物に署名した三一名は「理解を絶している」と言う。ところで、私もこの「呼びかけ」に署名した一人であって、つまり彼の「理解を絶した」存在であった。だが、月村の指摘をまたずとも、「呼びかけ」の文章が甚だ不十分であることは私自身百も承知していたのであり、それは私が発起人の一人に明確に伝えておいたところである。要するに、月村がここで述べたほとんどすべてのことは、署名参加にあたって私が考えたことであった。それにもかかわらず、私が敢て参加にふみきったのは、政治の位相においては頽廃を全面的に拒否し得ぬということを、月村のギラギラした言葉を使えば「我身にしみる負荷として」、己れの「きしり」において受けとめようとするに発していた。政治は私たちに常に相対的であることを強いるものだ。「呼びかけ」への参加如何は、相対的な次元において決定される。ひたすら絶対的な立場に立つことは、政治の拒否であって、まさに「なまの実存」にすぎりつく「冒険家」同様にそれ自体が一つの頽廃と化するものであるのは、はっきり認めておいた方がいい。自分だけは頽廃してはいないと考えたときに、人はすでに頽廃への決定的な第一歩をふみ出しているのである。むしろ深く頽廃におかされながら、わずかにそれに堪えて「知識人の新たな存在可能性への道」（月村）を問う契機は、政治と思想、相対と絶対の緊張のなかに身をおくことでしかない。それを峻拒したときに、純思想的な立場はもはや思想とすら言えぬものに墮していく。

私は、かつて小松川事件の李珍宇を論じたさいに、この点にふれてつぎのように書いた。

「李は憐憫や同情を求めている。ただわれわれの手にカードを返してくれただけである。次に

札を出すのはわれわれである。それはおそらく、まだるこしいスピードで、何かを一つ積上げるだけに終ることだろう。現実の仕事が、多様な局面でのろのろと進行することも、私はいくぶん体験していないわけではない。およそ無益な批判や罵倒が交錯するだろうことも、またそれがやはり何かを少しづつ進めていることも、承知しているつもりである。そのうえで、どのような立場や仕事を選ぼうとも、それが李の視線をはね返すことを望むものでない限り意味がないと私は思う」

（『悪の選択』『バタール』所収）。

だからこそ、私たちのなすべきことは多様であるがきめ手は何もない。まず絶対不可欠な不当弾圧の犠牲者への救援にはじまり、「羽田事件」の真相究明や、マスコミへの批判といったような、迂遠でしんどい仕事をもそれはふくむことになる。むしろマスコミに「公正」な報道を期待することなどバカげている。だが、私たちが毎日の情報を圧倒的にマスコミから受けており、政党機関紙も諸種のミニコミもこの機能にとつて代ることはできず、またマスコミの影響力はそれを拒否しようとする人びとのうちにも知らず知らずに滲透しないではない以上、私はこのことをもまた無視したくない。しかも、これは誰にも可能なことだ——あの「非暴力主義者」でさえも、また代々木の連中でさえも。マスコミの論壇時評などを担当している「進歩主義者」は、本当はこのことをこそ書くべきだろう。

以上はいずれも絶対に不可欠なことであるが、またこれがきめ手にならないのも事実である。どだい、きめ手などどこにもころがってはいはしないのだから。それでも私たちはもう一步を進めて、

権力と抵抗の関係を、あるいは抵抗者の暴力——非暴力の関係を、明らかにすることはできないか。私はさきに、暴力を内に含んだ非暴力、非暴力を内に含んだ暴力と書いた。むしろこのようなものは、まだまだ私たちの射程には浮かんてこない。が、最後にそのきっかけについて、若干の考察をしておこう。その材料を私は第二次羽田闘争の翌日の記者会見で明らかにされた、ベ平連「有志」によるイントレピッド号の四人の脱走援助に求めたい。

4

かねがね私はベ平連の運動を、かなり冷やかな態度で眺めてきた。それは今に至るも変わらない。私がそのような態度をとるに至った理由は、自分が数年にわたって参加した地域住民運動への反省であり、またこれに類した諸種の運動への批判にある。これらを結ぶ共通点は、広く「市民主義」という名で包括されるところのものであることだが、しかし「市民主義」そのものも少しづつ変質した。ベ平連には、明らかに安保闘争直後の「市民主義」とは異質のものが含まれており、その特徴としてはひたすらヴェトナム反戦に目標をしばったこと、日米市民の連帯という発想、「声なき声」などの経験を生かしながら組織体でなく運動体という独特の形態を保持したこと、などがあげられる。ここにはプラスもあればマイナスもあるが、イントレピッド号の四人の脱走援助は、このプラス面の生んだ一つの成果である。

ところで、私はこのニュースをきいたときに、直ちに二つのことを考えた。第一は、この四人を

無事に安全なところへ送りどけるのが、至上命令だろう、ということ。第二はこの行動から一つの意味を引き出す必要があるということ。そして周知のごとく、第一の問題はある形でひとまず解決した。しかもそれは日本でもアメリカでも一応の反響をまきおこし、佐藤首相の訪米以上のとり扱いをした米紙もあったし、ベ平連には支持の手紙が殺到したという。そこで今は第二の点こそ問題になる。これについて私の見たかぎり、ジャーナリズムの興味は脱走米兵の声明に向けられているようだが、そして最も危険をおかしたのがこの四人であることは明らかだが、私の関心はいささか異なっている（米兵の脱走は、ヨーロッパをはじめとして数百名にのぼるといわれ、それ自体としては特異なケースでない）。むしろ私はベ平連「有志」の行動が興味深い。彼らはどのようにその行動原理を説明するのであろうか。

私がこれまでに見たのは、わずかに『朝日ジャーナル』十一月二十六日号に掲載された小田実の「四人と私と『有志』」のみである。それは四人のモスクワ脱出がまだ公表されなかった段階であるためか、さして多くのことを教えてはくれなかった。加害者・被害者という小田流の図式も、目新しいものではなく、かつこれはたとえば侵略国の民衆だれしもに共通の、ときにはアリバイにさえ利用される図式であることも周知のとおりである。そればかりか、私がここでおやと首をかしげずにいられたかったのは、小田が「窮鳥ふところに入らば獬師もこれを殺さず」という古風な諺を持ちだしていることだった。そうか、少くも当初は「窮鳥」だったのか、というのが私の感慨であった。ベ平連に殺到したという支持の手紙の多くにも、この諺につうじる判官びいきの心情があっ

たことは否めまい。

ところで私にとって、この脱走援助という行為は、明らかに有効な非暴力的デモンストレーションの一形態に見える。しかし、それを見事だと思ふのは、この行動が暴力を排するからではなくて、いわゆる「非暴力的」形態をとりながら、羽田闘争に示された「暴力」の目指したものを含み、その「暴力」を肯定しないまでも、それを支えるものだからである。いわばここにはいわゆる「非暴力」的抵抗がやがては抵抗の「暴力」とふれあってゆく一つのきっかけが示されており、たとえ「有志」たちがそのことを意識しようがしまいが、果された行動の意味はそこにあると言わねばならない。なぜならそれは、四人の米兵脱走という、小さくはあるが明確な目標を設定しながら、二つの国家の意志に反してこの脱走援助に成功し、両国政府にこれを押しつけるための或る役割を果たしたからであり、しかもそのために合法性を敢てやぶることも覚悟していたからである。たとえ結果的に合法であろうがなかろうが、また皮肉にもソヴィエトという第三の国家を必要としようが、この行為の意味は変らない。だから私はこれを権力への市民的「抵抗」の見事な成果だと考へたい。くりかえして言えば、たとえ「有志」たちの意図がそこになくとも、行動の意味は明らかに「抵抗」を指し示していると思う。ところでここにはすでに次の問題がひそんでいるのだ。

私はいま市民的抵抗、と書いた。上述のごとく安保闘争以後に急速にひろがったこの「市民」といういささかスマートな言葉は、さまざまな変質を経過しながらも、「個人」をその基盤におくという点では一貫していたと言うことができる。したがって、市民的抵抗はつねに孤立した個人の集

合という形態をとってきたのであって、それは集団的行動であるデモにおいても同様だ。たとえば「声なき声」を嚆矢とする「だれでも入れる」市民デモはその典型である。これは集団であって真の融合集団ではなく、バラバラの「個」の集りにすぎない。それを最もよく示すのが、ベ平連のスポークスマンと目されている小田実の言説であろう。とりわけ「平和の倫理と論理」（『展望』六六年八月号）、「原理としての民主主義の復権」（同六七年八月号）は、平和運動に対する小田の考えを知るのに格好の論文と言えるが、そこで彼が提起する「人民の民主主義」も、本質的には安保闘争直後の「市民主義」と異なるものではなく、それをより明確化したものと考えることができる。すなわち、一人一人の「個人」は「普遍的原理」をになうところまで昇華され、それとの対比で「国家原理」は明るみに出るが、しかしまた、普遍化された「個人」は一個の抽象でしかないから、小田自身が警戒しているように「国家民主主義」のなかにたえずとりこまれて、一種のナショナリズムあるいはブルジョワ・デモクラシーに転化する危険をはらんでいると考えられる。たとえば、次のような言葉だ。

「私の理想とするナショナリズムでは、個人は国家原理と対立する個人原理の上に確固として立つのだが、現在多く見られるナショナリズムと個人関係はなれあいであろう」（『展望』六六年八月号）。

これはむしろ安保闘争以後の既成革新諸組織が身動きなくなってきたところにあらわれる現象であるが、また同時に「人民」という呼称には、「市民」がすでにスマートな特権層を指す言葉と言

いきれぬほどにその幅をひろげて、いわば「人民」という語にすり変えられるほど普遍化したという状況認識がはたらいっているように思われる。たとえば、学生がもはやけつしてエリートの卵と言い得ない、といった状況は、その一つのあらわれである。しかもくりかえして言えばその原理はあくまでも「個」であって、その「個」は普遍的原理につづるというメカニク的な認識が作用しているのである。そのバラバラの「個」を本当に組織してゆく論理はまだ登場していないように見える。米兵脱走援助は、あくまでも「有志」すなわち「個人」を基礎とする行動であるが、それはこのような状況からこぼれ落ちたポジティブな挿話であらうし、由比氏の焼身は、その最も暴力的な表現であった。「暴走学生」の語る「実存」も、「暴走学生」に対する「一般学生」の共感も、そこに由来する。したがって「一般学生」か「暴徒」かの境は、まさに紙一重であり、だれもが第二の山崎君であり得るということが、多くの学生の戦慄を招いたのだと私は考える。

このような学生運動と市民運動の急進化は、反体制側が救いようのない一つの谷間におちいつていることの証左であり、しかもそれ自体では根本的な解決を望み得ぬものである。だが政治という相対的な場においてもを考えるかぎり、私は谷間の現象を無視したくない。それを無批判にくりかえすのではなくて、そこから可能なかぎりのものをひきだしておくことが谷間の要請だろう。その意味で、私はこの状況を最も望ましい形でうつしだしてくれたベ平連「有志」の行動の、そのもう一つ先にあるものを考えたい。たとえば、今後現実的な問題としてますます増加すると思われる韓国兵の亡命希望に、ベ平連はどの程度、またどのような態度で応じられるだろうか。市民インタ

ーナショナルリズムと「普遍的原理」は、「日米市民会議」を開き得ても、ベ平連を批判して九・一委員会の森武弘が言う「日朝（韓）市民会議」（『会報きゅういち』第四号）が、そのようなもので開き得ると思われないからだ。それは「国家原理」と「個人原理」の対決ではなくて、己れの内なる「国家」を考えることであり、「個」をつうじて「普遍」に至る方法ではなくて、私たちの内に否応なしにくいこんでくるナショナルなものを、他者によってあばきたてる手段である。私はそれを問うことを、一つの仕事として自分に課したい。それが現状を急に変えるものであるはずはないが、私にはそこに谷間をのりこえる思想の或る可能性が残されていると思われるからだ。

事実とは何か——大合唱に抗して

『一橋新聞』一九六七年十月十六日号に発表。

十月八日の羽田事件を境として、日本全国は突如「民主主義」の大渦にまきこまれたかの観がある。右も左も声をあわせて、暴力を断乎糾弾するといきまいているのだ。「気違い学生」(『毎日新聞』)、「反社会的集団」(藤原弘達)、「学生とはいえない連中」(池田弥三郎)といったお定りの罵倒の声を先頭に、「平和」と「民主主義」の擁護すなわち「暴力」反対の大合唱が、他のいっさいのか細い声を押し流し、その大合唱の真中に一個の死体がころがっている。死者もむろん「暴徒」の一員だった。が、死者に対して礼を尽くすのが洋の東西を問わぬ美徳である以上、糾弾の声は専ら「加害者」に向けられる。警官から奪い取った放水車を運転した学生が殺人犯であるとき、それらしき写真まで掲載される。憎むべきはまずこれら生きのこった「暴徒」であって、この事件を予測し、かつヴェトナム訪問をとりやめることによってこれを防ぎ得た——だが防がなかった——佐藤首相ではない、というのだ。佐藤首相は、「秋晴れの日を楽しくすごそう」と考えた

革新政党や、あなたや、また私と同様に、今やレッキとした「民主主義者」に格上げされる。日本が国をあげてこれほど「民主的」だったことはかつてなかったと思われる。たとえば破廉恥な「小さい親切」運動で名を売る元東大総長は、とくとして書いて「学生が暴力で首相の外遊を阻止しようというのはすじちがいだ。民主主義国家としてはずかしい話である」と。私は日本が「民主主義国」で、言論の自由な国であることをすっかり忘れていた。

このカッコつき民主主義と暴力排斥の大合唱は、いったいどこから始まったのか。まず第一に、政府とマスコミの唱和する「暴力」非難の歌声だ。佐藤首相の南ヴェトナム訪問の重大性を隠蔽するには、それに最も激しく抗議したいいわゆる「暴走学生」の、そのいわゆる「暴力」のみに世の非難を集中させればこと足りるからである。そのために、彼らは学生による学生轢殺という陰惨な事件を作り上げ、それを最大限に利用するのだ。

「作り上げ」「利用する」と、いま私は書いたが、これは説明を要するかもしれない。私がまず指摘したいのは、マスコミが大々的に主張し、また圧倒的多数の日本人がいつの間にか信じてしまったかと思われる放水車の轢殺説が、決して信ずるに足る証拠を挙げてはいないということだ。私の見た限り記者の目撃談はどこにもない。各紙まちまちの、だがいづれ劣らずとも見たような記事があるばかりだ。曰く、「車の下から引出された学生の身体」、「ここで学生をひいて……」。山崎君がどのようにつまずき、どこをひかれ、どう倒れたかまで、朝日新聞は細部にわたって報道する。また、「奪った給水車にひかれ京大生一人死ぬ」と一面トップにデカデカと見出しをかかげた

のは毎日新聞である。そればかりではない。全学連ならびに社会党の検視立ちあい要求が拒否されたことや、死因は頭蓋底骨折であるという言葉など、轢死という主張に都合の悪いことは事件当日のラジオでは報道されながら、翌日の新聞からはきれいに消えているのだ。ここにいちいち書くことはできないが、辻褄のあわぬことはそれだけにとどまらない。

私はこの報道に疑惑を持ち、数種類のミニコミをとり寄せて丹念に比較してみた。正直に言っても、ここにも根拠の曖昧な主張が見られはしたが、マスコミが（おそらくは故意に）伏せてしまっていたいくつかの事実があるのは、いよいよ明らかだと思われた。たとえば検視の翌日の遺体解剖に当たっても、遺族側の推薦する医師の立ちあいは再び拒否されている。そして私の見た限りマスコミはそれを伝えてはいないのだ（これにかんして、安保闘争の犠牲となった樺美智子の場合は、医師の立ちあいが認められ、それが警察側にとって不利な結果をもたらしたことを私は思い出すのである）。とりわけ『社会新報』十月十八日号の小長井良浩弁護士の一文「山崎博昭君の“死”について」は、当日の死体をめぐる警察との交渉を細かく伝えている。私はいまこの文章を読んでおられる読者に、是非とも小長井弁護士の一文を求めて目を通し、それをマスコミ報道と比較して自ら判断されることをすすめたい。

山崎君の死という事実、ただの一つしかなく、しかもこの原稿を執筆している現在、その真相はわれわれに知らされていないのだ。われわれは死因をめぐる二つの主張があることを知っている。そして警棒による撲殺説も、放水車による轢殺説も、いずれも一般読者にはまだ十分な根拠を

与えてはいない。しかし以上の検討を通じてほぼ確実に言えることは、第一に、なぜか警察が死因究明の手段を、全学連にも社会党にも遺族にさえも与えまいと躍起になったことであり、第二に、マスコミのまことしやかに提供する「事実」なるものが、ひたすら警察の発表や情報にのみ基いているということだ（しかも警察がどんな予断や歪曲で「事実」をねじ曲げるかは、松川事件いらい、われわれのいやというほど思い知らされたところである）。以上が、「不偏不党」を自称するマスコミの正体であり、そのマスコミが強引に読者に植えつけようとする轢殺説は、二日目、三日目になると、完全な「事実」としてまかり通ることになる。私はここに、マスコミだけしか読まぬ一般読者には分らぬからくりが隠されてはいないかと疑う。これらを私は「暴力」と呼ぶのだ。なぜならそれは巨大な力で、事実を知る権利を読者から奪いとり、自由勝手に「世論」を作り上げ、素手の読者を完全に打ちすえるものだからである。

よろしい、と人は言うかもしれない。だがそれでも学生が暴力をふるうのは許されないだろう、と。だがこの論理こそ、まさしく政府・マスコミ・御用評論家によって作られたものであり、われわれをせいぜい茅誠司なみの「民主主義者」に仕立てあげるものだ。いったいそのように言う人たちは、なぜ学生が「暴徒化」するのかを一度でも問うてみたことがあるのだろうか。

大江健三郎は『死んだ学生への想像力』（『朝日ジャーナル』十月二十二日号）のなかで、そのことを問うている。彼は山崎君の履歴から彼が「ごく一般の学生」だったということを出発し、もし生きのびたら「決して『暴徒』たることのない、健全で、かつ真摯な社会的関心をもつ市民」になっ

たろうと想像し、その山崎君を死にかりたてた焦燥感は、首相がわれわれの国とわれわれとをどこに導くのかという、われわれ皆の内部に実在する不安だと指摘し、その根源を「いかなる声も首相の耳にとどくことがないと感じざるをえないコミュニケーションの断絶」に求めている。そしてこうつけ加える、「しかし、このコミュニケーションの断絶のイニシアチブをとっているのは、やはり首相であり政府である」と。

私は首相がコミュニケーションを回復しようとは試みるなどとは決して思わない。またたとえ首相がそれを希望しようとも、一人の首相の「意志」によって事態が変わるものではない筈だ。以上のことを前提としたうえで、私は大江の控え目に発せられた論理に同意する。それを別な形で言うならば、「角材」や「石」を手にした「暴徒」たちの存在は、巧妙な言論圧殺にはじまって陰に陽にわれわれをおびやかすもう一つの暴力、放水車・装甲車に守られて学生の前に立ちはだかる機動隊の姿をとるところの暴力（すなわち国家権力）を前提にし、それと対立すべく形成されたということだ。さらに言いかえれば、焦燥にかられたデモ隊を「暴徒」にかえるのは、この「民主主義国家」なのだ。そのことは、たとえデモ隊の行動に非難すべきところを認める者も、またデモの方法が拙劣だと考える者も、絶対に見失ってはならない点だろう。これを見失って、ひたすら学生の「暴力」は許せぬといきまぐりっぱな「民主主義者」たちや、またこの二つの「暴力」を「反動分子」と極左的な反革命分子」と並列するあの「革命家」たちのような真似を、私は金輪際したくないと思う。

一人の学生の死と、それにつづく「事実」の捏造と、それを利用した「暴力」非難の合唱と――これが「民主主義」の正体であり、われわれ一人一人がかみしめねばならない恥辱である。スマートに「ヴェトナム戦争反対」などとうそぶいてお茶をにごしているあなたや、私は、まずこの敗北と屈辱とを徹底的に見ずえることからこそ出発せねばならないだろう。

「羽田事件」の報道をめぐって

竹内芳郎との共同執筆。「朝日新聞への公開状」は『展望』一九六八年一月号、『朝日新聞への公開状』その後』は同四月号に発表。

1 朝日新聞への公開状

朝日新聞編集局長 田代喜久雄殿

私たち兩人は、去る十月二十九日、連名で貴紙「声」欄に、次のような投書をおこないました。

「マスコミの代表紙の一つである貴紙に対し、一つだけぜひお尋ねしておきたいことがあります。例の十・八羽田デモでの山崎博昭君の死因の報道に関してです。貴紙は当時、他の一切のマスコミと同じく、死因を仲間たちの運転する車の暴走によるものと初めから断定しておられましたが、このような素早い断定は、どのような動かし得ぬ証拠（しかもみずから確め得た証拠）

に基づくものであったのでしょうか。死因は実は警官たちの秘密の暴行によるものだとの説がかなり有力に流されていることは、情報機関としての貴紙の内部では周知の事実だと思いますが、この説については殆ど顧みることなく、専ら前説のみがあたかも信憑するに足る唯一の客観的事実であるかのように取扱われているのは、一体どういうわけなのか——この間のいきさつを、できるだけ詳しくご公表下されば幸いです。事は些細のようですが、マスコミが現代果している役割の殆ど決定的な重要さを思うとき、こうしたことはやがてわが国の前途に直接かわりをもつてくると判断しましたので、敢て筆を執った次第です。私たちと同じ疑惑に深く苛まれている数多くの人たちの心を晴らすため、また少くともマスコミとしての最低限のルールは今後とも保持することを明示するために、明確な回答が公開されることを期待してやみません」。

「羽田事件」の報道をめぐって

私たちがこのような投書を、とくに貴紙を選んでおこなったのは、この件に関する貴紙の報道の仕方が他紙に比してとりわけ公正を欠くと判断したからでは決してありません。第一に、貴紙が偶然私たちの共通して継続購読していた新聞だったからであり、第二に、貴紙が他のマスコミにさきがけて、「戦場の村」のような秀れたルポの大胆な掲載に踏みきったことを、それなりに評価してもらいたからです。したがって、前記投書ならびにこの公開状の主旨は、むしろ他のマスコミにもそのまま、あるいはむしろ、これに倍する強い調子で妥当するということ、あらかじめはつきりとお断りしておきたいと思えます。

と同時に、私たちが貴紙に投書した理由の一つに、貴紙の編集綱領たる「不偏不党・中正」などを文字どおりにとるならば、貴紙の今回の報道仕方がそれとどのように調和するものなのか、些か気になったということも挙げないわけにはゆきません。

貴紙現社長・広岡知男氏によれば、「不偏不党」の原則とは、①特定の政党の機関紙とはならぬこと、②一定の主義・主張（イデオロギー）に囚われないこと、だそうです（「朝日人」一九六六・六——本誌十月号小和田論文に拠る）。私たちは、このような意味での「不偏不党」性自体にも、むしろ深い疑惑を抱いております。なぜなら、①の事項はよく了解できるとしても、②の事項は、第一に、人間的認識の本質構造上、原理的に成立し得ないからであり、第二に、原理的に成立せぬことをあたかも成立するかのように主張することによって、現実には一般読者の判断に、思想的にも政治的にもきわめて有害な影響を及ぼすことになるからです。事実、あなた方とても、事実のすべてを報道するわけにはゆかず、必ずあなた方自身の一定のイデオロギーの上に立って、事実のなかから報道すべきものとそうでないものを取捨選択して居られるではありませんか。元来イデオロギーというものは、認識を妨げるためにあるのではなく、よりよく認識するためにこそ設定されるものであり、したがって何人といえども、あなた方が事実上おこなっているこのイデオロギー的取捨選択の行為を、（あなた方の選んでいるイデオロギーの内容自体への批判は別として）原理的に非難することはできるものではありません。非難さるべきは、あなた方が事実上選んでいるイデオロギーの手の内を明かさないうままに報道の取捨選択をおこなうことによって、一般読者にたいし、あ

たかも報道された事実のみが事実のすべてであるかのような、あるいは報道された事実の合成によって得られた世界像だけが唯一の客観的世界像であるかのような錯覚をおこさせる、その欺瞞的な手口に在るのです。

しかし、私たちが今問題にしようとしているのは、この点に在るのではなく、問題は、「不偏不党」を看板に掲げようとするが一定の党派性を標榜しようが、そんなことにはかわりなく、いやくも報道機関たろうとするものにとつては、個別的事実の報道に関するかぎり、正確にこれをおこなうことこそ報道の最低のルールだ、という点に在ります。この一点を外したときには、「不偏不党」であろうがなろうが、政党機関紙であろうがなろうが、その報道機関はどんな強い非難とても、これを甘んじて受けるのが当然ではありませんか。そして、十・八羽田デモでの山崎君の「死因」をめぐる報道とは、まさにその種の問題だったはずで、むしろ私たちは、山崎君の死因の真相を判定できる立場にはありません。官憲当局が、下山事件や樺美智子事件で周知のごとき所見発表をおこなった慶大法医学教室に、今度もまた早速死体解剖を依頼し、しかもその際、犠牲者の親族や弁護団の推す京大法医学教室の上田教授をはじめとする医師たちの立ち会いを一切拒否し、おまけに物証となるべき内臓などを抜き去ったうえであれば遺体を遺族たちに返還しもしなかったという、この卑劣な手口一つだけをもってしても、死因が本当は奈辺にあったかおよびその推測はつくように思うのですが、しかし今は、これらのことを（また小長井弁護士が非公式に提示しておられる殆ど決定的と思われる反対物証をも）一切カッコに入れたままにしておきまし

よう。問題は、「真実を公正敏速に報道」することを編集綱領に麗々しく掲げていながら、貴紙が（むろん他のマスコミも同様）あたかも死因がすでに客観的に自明であるかのように報道したことであり、このことの責任は、どこまでも追求さるべき性質のものだと思ふのです。

今このことを、当時の貴紙の報道の仕方を具体的に示すことによって、論証しておきましょう——まず新聞報道に先立つ十月八日当日、すでに死因に関する二つの見解、すなわち二つの〈事実〉が発表され、官憲側と学生側とがまったく相反する態度をとったことは、周知のとおりです。ところが事件の翌朝刊において、貴紙はどのような報道をおこなったか。第一面には、「学生一人死ぬ」という見出しのもとに、無署名で、つまり〈客観的事実〉として、「警備車を奪った学生が警察隊へ後退しながら突込んだあと、前進しようとして仲間の一人をひいて死亡させた」と書かれています。また第十五面では、やはり無署名で「スピードをゆるめ、車は走った。はじめ空港寄りのロータリー付近に後退したあと、今度は前進、ここで学生をひいて五十メートル先のガソリンスタンドのところで止った」「この車の下敷きになって一人の学生が死んでいた。胸をつぶされ息絶えている」と、さも実見したかのように述べられています。いったい貴紙のどなたがこの事実を確認したのでしょうか。ところで『週刊朝日』十一月三日号によると、この事実の根拠は、どうやら警視庁の村上公安一課長がすばやく八日午後三時の記者会見で述べた説明、すなわち警察側の〈事実〉にあり、貴紙はそれを鵜呑みにしたとしか判断のしようがありません。だがいやしくも〈不偏不党〉の立場を執るならば、相対立する二つの〈事実〉の何れが一方を、無批判に受け入れることはでき

ぬはずで。なるほど、十月九日付朝刊第十五面の下段には、小さく、死因は警官たちの殴打による旨の秋山全学連委員長と小長井弁護士の見解が掲載されています。しかし、それは事実ではなくて一つの〈意見〉——しかもいつもいつも事実と異を称える反対派の〈党派的な〉私見——としてしか取り扱われず、客観的事実はあくまで〈不偏不党〉の貴紙が〈無署名〉の花飾をもって報道した官憲側の〈事実〉の方だ、という圧倒的印象を読者大衆にぶち込んでしまったのです。そしてその後、これを訂正する記事は一行たりとも現われず、かくして、「学生が学生を轢き殺したんだ、何という愚劣で間違いじみた学生ども！　こんなものがどうして学生と言えるか、このゴロツキどもを全部監獄にぶち込め！」という声が、民主的で良識ある〈世論〉として、日本全国津々浦々を覆ってしまった、というわけです。〈不偏不党〉の、まことに御見事なお手並みだった！　と心から感嘆せざるを得なかったのですが、こうなると、あなた方の〈不偏不党〉とは、要するに権力者の主観的意見を虚偽まで含めて客観的事実として国民のなかに定着させるための瞞着装置ではないということになるわけです。果してそう解しておいてよろしいかどうか、この機会に一つ、あなた方ご自身の口からとくと伺っておいた方が、あなた方がいつも「ためを思って」おられる国民のためにもなるのではないか——そう私たちは考えた次第でした。

以上のような理論的ならびに事実的根拠に基いて、私たちは前記投書をおこなったわけですが、この投書は貴紙により、完全に黙殺されてしまいました。その理由が何に基くかは存じませんが、事の性質上、黙殺されたまま泣き寝入りするつもりは、私たちにはありません。今後七〇年の安保

改定時をめぐって、あるいはさらに、わが国がアメリカ帝国主義と完全に無理心中を遂げさせられるまで、わが国の政治社会は戦慄すべき動乱をくり返すでしょうし、その間にあって、貴紙を含むマスコミの役割は殆ど致命的な重要さをもつものと考えられます。しかし私たちは、自分の声を本当に届けさせたいと願っている一般大衆からは、あなたがたによって遮断されており、したがって私たちの言論力は口惜しいことに、初めからごく微小な射程に運命づけられているとはいえ、にもかかわらずなお本誌上を藉りて、私たちは一般読者をまえに、事の黒白をつけたいと思うのです。

そう、私たちが没にされた自分の投書をこうして再び別の商業誌に公表できるといふのは、あきらかに著述家としての私たちの特権にぞくしています。一般大衆だったなら、投書を没にされたからといって、泣き寝入りする以外にどんな方途が残されているでしょうか。私たちは、たとえ微小なものとはいえ、この自分たちの特権性を明確に意識しており、しかもなおこの意識の上に立ってこの特権を行使しようとしているのです。なぜなら、あなた方がどんなに国家権力と癒合して真実を覆おうとしても、一般読者にはいつでも真実を知る権利があり、私たちの特権は、まさにこの、一般読者に等しく与えられた普遍的権利を擁護するためにこそ、行使されていると信じているからなのです。

ところがあなた方は、ご自分の言論の特権——私たちのささやかな特権を圧倒的に上まわる特権について、一体どれだけの自覚をおもちなのでしょう。もしもあなた方が、自己の言論の途方もない特権性について些かでも自覚をおもちだったなら、投書の矛先が自分たちの報道の仕方に向け

られていたからといって、そう簡単にこれを黙殺して、それで済ましているわけにはゆかなかったでありましょう。のみならず、報道機関を現在殆ど完全に独占しているあなた方が、国家権力に都合の悪い事実はこれを曖昧に覆いかくすのみか、それにはたいする読者の質問の口さえ完封しておきながら、口を開けば一にも民主主義、二にも言論自由と大声で呼ばわり、国家権力の非道とあなた方の欺瞞とのゆえにすっかり絶望に追いやられた一部暴走学生たちになにしても、「暴力はよせ、表現の自由を濫用するな、言論でもって世論に訴えよ」とまことしやかな説教を垂れるのは、あまりに白々しすぎはしませんか。自己の言論の特権性にたいする、こうしたあなた方のほとんど白痴的なまでの無自覚性が、ほかならぬあの一部学生たちの絶望的な暴力を不断に助長しているというところに、あなた方はチラとでも気づいたことがありでしょうか。

とにかく、報道機関をほとんど完全に壟断してしまっているあなた方が、事実の公正な報道という、報道機関としての最低のルールすら蹂躪してまで、自分の都合のいいように世論をづくりをおこない、そうした上で、その世論なるものを無視する一部学生たちの「狂気じみた暴力」を口を極めて非難罵倒するというのは、今や誰が見てもあまりに身勝手すぎるといふものです。あなた方が日ごろ公言しておられるように、民主主義と言論の自由を護り、学生たちを「正気」に戻したいとも、本気で考えなければ、せめてはまず、報道機関としての最低限の資格ぐらいいはもつよう努力することから手をつけて頂きたいと思えます。その程度のことすらできないでいて、「首相のアメリカ訪問に反対なら、その意思表示をするにとどめて、つまらぬ暴力ザタは一切やめてもらい

たい。それは国民のためであり、君たちのためであり、革新陣営のためにもなる」(十一月十三日「天声人語」)などと、どうして偉そうな口が利けるのでしょうか。まずあなた方のほうを△正気△に戻したいと考えている私たちは、さしあたって次の二つの事項の確実な実行を、本誌読者を証人として要求いたします――。

①前記投書で発しておいた問い(当初から轢殺と断定するために、貴紙がみずからたしかめ得た根拠は何か)にたいして、紙面で速かに、かつ明確なたちで回答すること。

②もし当時の報道の仕方に非があったとすれば、紙面でこれを公けに謝罪し、今後このように卑劣な大衆操縦を△不偏不党△の名のもとにおこなうことはやめる旨、誓約すること。

あなた方は、この私たちの要求を、またしても完全に黙殺されるかもしれませんが。けれども、あなた方が黙殺すればするほど、すくなくとも本誌の読者たちは、あなた方のつくった△轢殺△世論なるものをいままで信じていた人たちも含めて、すでに事の本质を知った以上、今後、相も変らずあなた方偽善者たちによってくり返されるであろう△民主主義△だの△言論の自由△だの△暴力排撃△だのの空念仏に、かぎりない侮蔑の唾を唾するであります。非道きわまる国家権力と馴れ合いで説かれるあなた方の△民主主義△こそが、民主主義の否定だと言われる一部学生の△暴力△と由比さんの△焼身死△の責任を全的に取らねばならぬ当のものだったということを、今やはっきりと看破するであります。あなた方が依然として己れの言論の特権性の上のうのうと居坐るならば、あなた方偽善者たちのもたらすものとしては、第二・第三の山崎君であり由比さんでしか

いでありましょう。私たち日本人の前途には、もはや暗澹たる死のレールしか敷かれていないように思われます。

〔付記〕 朝日新聞社は、『朝日ジャーナル』という知識人向けの週刊誌などには、この事件に関しても、本紙とはかなり調子の違った報道や論説を流しておられます。しかし、こんなやり方こそ本紙しか読まぬ一般大衆を愚弄し、併せて事情を知った知識人を大衆から孤立させる、きわめて悪質な二重作業でしかなく、決してこの問題の免罪符とはならぬということを、はっきり自覚しておいたほうがよろしい。

(一九六七・一一・一八)

2 「朝日新聞への公開状」その後

昨年十・八羽田闘争における山崎博昭君の死とその報道をめぐって、私たち二人は『展望』一九六八年一月号に「朝日新聞への公開状」を発表し、その末尾に、同紙編集局長田代喜久雄氏にあてて、次の二点の要求を提出した。すなわち――

①「殴殺」「轢殺」両説の発表されたなかで、朝日新聞は当初からすばやく山崎君の死を「轢死」と判断したが、そのためにみずからたしかめることのできた動かし得ぬ証拠を紙上で速やかに且つ明確に発表すること。

②もし当時の報道の仕方に非があったなら、紙面でこれを公けに謝罪し、今後このような大衆操

縦を△不偏不党▽の名のもとに行なわぬと誓約すること。

私たちは公けの場でこの二つの回答を要求した以上、たとえ朝日新聞がこれに答える可能性は初めからごく乏しかったにせよ、これをそのまま断念するつもりはなく、少くとも「公開状」発表によって事が完結したと考えるものでは毛頭なかった。

したがって、私たちは朝日新聞から回答を得ることを強く希望するとともに、回答がどうしても得られぬ場合は、その間の事情を読者に御報告するのが兩人の負うべき義務であると考えた。本稿は以上の趣旨にもとづき、「公開状」以後の経過を、私たち兩人に関係する限り一切読者に報告するとともに、併せてこれにかんする筆者たちの意見を簡単に述べようとするものである。

なおすでに「公開状」にも書いておいた通り、以下の記述は、決して朝日新聞一紙を攻撃することを目的とするものではない。事は日本におけるマスコミ全体の体質にかかわるものであり、私たちがたまたま朝日新聞を選んだのは、同紙の社会的意義をそれなりに高く評価しているからに他ならないのである。そのことを、私たちは初めにあたってとくに強調しておきたい。

公開状の反響

さて、私たちの文章は、筆者も予期せぬ反響に迎えられた。朝日新聞は果して答えるだろうかという問いが電話や口頭で頻々と寄せられ、結果が知りたいという声がきこえ、マスコミ内部で働く人たちからも強い関心が示された。また幾つかの大学の学生有志と若干の学生新聞とは、これはい

っそう広く大衆の目に示すことを自発的に申し出て、全文をタイプ印刷にし、あるいは紙面に掲載した。だがまたたった一つ、逆の反応もなかったわけではない。それは朝日新聞学芸部が、筆者の一人である鈴木への依頼原稿をボツにする、という形であらわれた。

鈴木が原稿執筆を依頼されたのは、たまたま「公開状」発表の直前だった。鈴木がある集会で行なう予定であった講演の要旨を、朝日新聞に掲載させてほしいというのがその内容であった。鈴木は「公開状」が近く発表されることを説明して執筆を辞退したが、たつての願いであって、講演内容の概略を依頼者に伝えるとともに、内容の一部をなしているマスコミ批判にも当然ふれることを明言したうえで、以上をそのままのせるといふ条件で、これに応じることとなった。

この原稿が、一旦デスクを通過した後にボツにされたのである。担当記者によれば、ボツになった理由の第一は、マスコミ批判の部分にあり、近く「公開状」を発表すると明言している者に紙面をさくわけにゆかないという点にあった。担当記者はこの理由を不満として、マスコミに批判を持つ者の意見をこそまさに掲載すべきであることを強く進言したが、これにたいして紙面の責任者は、別の口実を設けてあくまで原稿掲載を拒否したという。このことは単に一朝日の問題のみでなく、現在のあらゆるマスコミにおいて、ある程度の政府批判は許されてもマスコミ批判はほとんどタブーであることを示す一例であるとともに、「公開状」に対する朝日新聞の態度をはっきり予測させるものでもあった。

朝日新聞との交渉

さて、私たちはすでに述べたごとく、「公開状」発表で事がすんだとは決して考えていなかった。たとえ可能性が乏しくとも、とにかく朝日新聞紙上での回答を要求し、その結果を見ようとしたのであって、山崎君の死の報道はマスコミとしても決してないがしろにできる問題でないというのが、私たちの意見であった。したがって、本誌一月号発行後いく日かたって回答発表の気配もないのを見定めると、第二の方法として、直接に編集局長に会見を求めることを考えた。むろんそれは朝日新聞紙上での回答と、意味も効果もおよそ異なったものになることは言うまでもないが、しかし、せめて回答できぬ理由ぐらいはきき出したいというのが私たちの希望であった。

ところがこれと相前後して、『展望』編集部はすでに独自に朝日新聞との交渉を開始していた。以下は、『展望』編集部の手になる交渉経過のメモである。

交渉経過メモ

『展望』編集部

一月号に竹内芳郎・鈴木道彦氏による「朝日新聞への公開状」を掲載した『展望』編集部は、これに回答するよう朝日新聞へ申し入れることが当然の義務であると考え、次に記すように交渉を重ねてきた。残念ながら正式の回答を得ることができなかったことについて、交渉の経過を明らかにして読者の了解を得たい。

十二月七日 「朝日新聞への公開状」を掲載した『展望』一月号刊行。

十二月十日ごろ、朝日新聞編集局長田代喜久雄氏宛に一月号を郵送する。

十二月十三日ごろから連日のように田代氏へ電話するが連絡できない。数日後、電話すると田代氏はこの期間連日の会議で連絡はとれにくい旨、取次者から伝えられる。

十二月二十日ごろ田代氏へ電話、同氏は不在。取次者に「公開状」の件で田代氏に会いたい旨を伝える。取次者は当該紙面の直接責任者である社会部長伊藤牧夫氏に相談することをすすめる。伊藤氏へ電話。

同氏はすでに「公開状」を読んでおり、反論をもっているが、「公開状」は田代編集局長宛のものであるから、局長に話してほしい、自分に書いてほしいとの意向があっても、編集局長と相談してからのことである旨伝える。以後ふたたび田代氏へ電話するも連絡はつかない。

十二月二十七日 田代氏へ電話するも不在。伊藤氏へ電話するが不在で、社会部デスクK氏が応対。K氏は一方的に発表された「公開状」に回答するか否かは自由であると語る。K氏へ①「公開状」について朝日新聞紙上で回答する意志の有無、②『展望』誌上で回答する意志の有無を編集局長に返答してほしいむね、またその結果をK氏から当方へ連絡してほしいと要望。K氏、期限は約束できないが編集部へ返答すると確約。

一月六日 K氏へ電話、同氏不在。

一月八日 K氏へ電話するが不在。会いたいで帰社次第K氏の都合をきいてほしいと取次者に要望するが、取次者は自分はアルバイトである故、名前を明かすことも、責任をもってK氏へ伝言する人と電話を交代することもできないと応答する。

一月九日 午前、K氏へ電話するも連絡不可能。取次者はK氏が一週間ほど休むと伝える。午後、編集部の一人が『展望』誌の名を明かさず、個人名でK氏へ電話。電話した編集部員は「取次者は黒板を見てまもなく帰ると答えた」と編集長に報告（註・後にK氏は社会部には黒板はないので、取次者はそのよ

うな返答をするはずはないと伝えてきた。編集部は社会部に黒板のないことを確認した。やむなくK氏との連絡を断念。

伊藤氏へ電話。翌日会うことを約す。

一月十日 伊藤社会部長と会う。K氏から返答を受取ることを断念した旨を伝え、改めて「公開状」に対する朝日からの回答の意志の有無を問う。伊藤氏はすでにK氏から話を伝えられており、田代編集局長と相談の上、回答はしないと決定している旨を答える。回答がない場合は会談したいとの竹内・鈴木氏の意向を伝える。伊藤氏は『展望』に協力したい旨を答え、会談を了承。ただし会談は回答でもなく回答の代りでもなく、私的なものであり、いわば『展望』へのサービスであると念を押す。また会談の条件として、一部公開を遠慮してほしいところがありうることを、内容が正確に伝わるための配慮を求める。

編集部から竹内・鈴木氏の意向を問う。両氏は内容はすべて公開するとの了解で会談したいと返答。

一月十六日 伊藤氏これを応諾。

一月二十日 朝日新聞本社で午後一時から約二時間、伊藤社会部長、竹内・鈴木氏会談。『展望』編集長同席し、内容をテープに録音。

以上が、『展望』編集部の幹旋によって実現した伊藤社会部長との会談にいたるまでの、ごく概略的な経過である。『展望』編集部としては、雑誌編集者の立場として当然、朝日からの回答の誌上掲載を極力実現すること、それができぬ場合にはどんな形であれ会談を実現してその結果を誌上に発表すること——以上の二点のみを目標として困難な交渉を重ねてきたと思われるが、私たち二人は筆者としての立場から、当然それとは目標を初めから異にしていた。すなわち、朝日が新聞紙

上でも本誌上でも回答せぬのなら回答せぬがよい、そのことを読者に報告するまでだ、大マスコミが己れの力を笠に着てミニコミや微小な筆者を鼻であしらいたいのならそうするがよい、微小ながら全力を挙げてその経過の一切を読者のまえに公開し、それでもって現代日本のマスコミの体質を浮き彫りにするまでだ——というのが私たちの当初からの決意だったのである。したがって、私たちにたいしては、どんな「私的なもの」も入り込む余地がなく、あらゆる経過、あらゆる会談が公開され得るものであることを、終始一貫公言して憚らなかつた。たとえ伊藤氏が「私的な」対話を強く望まれようとも、またどんなに会談が回答でもなければ回答に代るものでもないといふ説されようとも、私たちがお会いするのは、決して伊藤氏個人ではなく、まさしく朝日新聞社会部長、つまり私たちの「公開状」が問題とした山崎博昭君の死の報道の、直接の責任者に他ならなかつた。私たちが氏との会談に際して、会談の一切が公開され得ること、もし公開を憚られることがあれば氏自身それを語らなければよいと強調し、わざわざこれを申し入れたのは、以上の立場の表明であつた。このことは、後に影響するところ大であるので、とくに指摘しておきたい。

さて、以上の条件に基いて開始された伊藤社会部長との会談は、颯々二時間近くにわたつたが、話題はたえずどうどうめぐりをくり返して進展せず、結局のところ明らかになった重要な事実は、わずかに次の三点であつた。すなわち、

①朝日新聞は、当初から山崎博昭君の死因を轢死と断定した。しかしそれは決して、警察発表を鵜呑みにしたせいではない。警察発表は、その断定を下すための一要素にすぎず、朝日は独自の確

固たる状況証拠に基いてそうしたのだ。だが、その状況証拠が何であるかは公表できない。

②「公開状」に回答しないというのが社の公式決定である。また回答しない根拠が何であるとも言えない。回答しだしたらきりが無い。

③一般的に、読者の疑問にたいしては、紙面での報道を通じてこれに答える。今回の山崎君の死亡事件にかんする疑問については、近くこれにこたえる機会があるかもしれない、ないかもしれない。だが少くとも、朝日新聞の報道の仕方が間ちがっていたとか、轢死でなかったとかいった結果は、絶対に出てくるはずがない。

伊藤牧夫氏よりの申し入れ

以上のごとき会見が行なわれた二日後になって、私たちは『展望』編集部から、伊藤氏より電話で二つの申し入れがあったとの知らせを受けた。その第一は、社会部デスクK氏にかんする詳細は、経過報告に載せないでほしいということ、第二は、二十日に行なわれた発言に正確を期するために、原稿を書かせてほしい、これを伊藤氏の回答と見なしてほしい、という申し入れであった。私たちはこのことを伝えられて、第二の原稿執筆の点については、これを交渉経過の一要素に加えることは差支えない、と返答した。次に伊藤氏の原稿を掲げておくが、その内容は、会見のさいに述べられたことと別に異なるものではないと思われる。だが、第一のK氏云々の点にかんしては、いささか詳細な説明が必要である。

伊藤社会部長の追加原稿

京大生山崎博昭君が死亡した事件について「ひき殺された」と報道したのは、どのような判断に基くものか、ということですが、私は、現在、その根拠を明らかにすべきであるとは考えていません。強いというならば、諸々の状況証拠からそのように判断したということでもあります。

警視庁の発表も、判断の手がかりになる材料のひとつではありますが、私どもは、日常の取材活動において、官庁側の発表をそのままのみにしないように注意していますし、今回の事件にしても、警視庁が「ひき殺された」といったから、それをもって直ちに事実と認定したわけではありません。

一般的にいうと、新聞に掲載された個々の記事についてその取材の経緯を紙面で詳しく説明することは無理だろうと思います。ニュース・ソースの秘匿という問題がありますし、また毎日のおびただしい量の記事に一々取材上のコメントをつけることは事実上不可能であります。何にもまして、記事そのものが私どもと読者を結ぶすべてであり、取材の舞台裏は二の次であります。かりに記事について読者の疑問があるとするならば、それはさらにニュースの発展にそって継続的な報道をすることにより、疑念を解き、読者の理解を深めていくように配慮すべきである、と考えます。今回の事件についても、お二人がやがて紙面を通して理解していただける時が来るであろう、と私は信じています。

新聞批判が最近非常に盛んであります。なかには全くの偏見ないしは事実誤認に基くものも相当多数見受けられます。新聞に対する干渉や圧迫については私どもは断乎としてはね返しますが、フェアな新聞批判については汲むべきものは汲むという態度をとっているつもりですし、決して独善的な考え方でいるわけではありません。お二人の熱意には敬意を表しますが、ご回答申しあげないことをご了承いただきたいと思います。

『展望』編集部の一、月九日メモに簡単に触れているように、編集部は当日の、朝日の電話応対が『展望』誌の名を明かしたとき（午前）と明かさなかったとき（午後）とで大きく食い違ったところから判断して、当初K氏が居留守を使っているとの強い心証をもち、それを私たちに伝えていた。私たちは、知り得る限りの一切を、出所を明らかにして、読者に報告する予定であったから、当然このことも経過報告に組入れるはずだった。ところが伊藤氏はこの点をひどく気にされて、「居留守」については事実と反するところもある故に、経過報告ではこのことにふれないようにと申し入れられたのである。『展望』編集部を通じてこの申し入れを伝えられた私たちは、事実はずべて公表するという立場をくり返し確認し、この申し入れをきっぱりと拒否した。

私たちが『展望』編集部に以上のような拒否回答を行なってから大分経ったのち、二月十二日に鈴木が伊藤牧夫氏より直接電話を受けた。折あしく鈴木は不在だったが、二月十四日になって再び伊藤氏は鈴木に電話され、社会部デスクK氏にかんする件は、なるほど部内の連絡が不十分だったことは認めるが、これは「公開状」をめぐる事の本質と直接関係がなく、またK氏は居留守をつかうような人物でないから、経過報告には書かないでほしいとの要望を行なわれたのである。鈴木はこれにたいして、経過発表に至るまでの一切の事実とは可能な限り根拠を挙げて公表するつもりだと答え、さらに、このような電話の申し入れがあったことも書くのかという伊藤氏の問いにたいして、当然そうするつもりである旨返答した。伊藤氏は、それでは「私的」な会話も人間的・友人的な関係も持てないではないか、そもそもことわることもできた会見に応じたのは、できるだけ人に会う

という自分のプリンシプルに発したものである、ましてこのような電話による申し入れまで公表することは甚だ非人間的である、という趣旨のことを述べられた。これに対して鈴木の行なった回答は、ほぼ次のような趣旨のものであった。

「私は朝日新聞への『公開状』を書いた当の者であり、それまで一面識もなかったあなたと先日会談したのは、あなたが朝日新聞社会部長という職にあったからに他ならない。当日、会談のすべてが公開し得るという条件を確認し、わざわざテープまでとったのは、以上の立場によるものである。したがって、この経過報告が発表され、問題が一切決着するまでは、『公開状』にかんするすべてのことを私はガラスばりにしておくつもりである。言いかえれば、経過報告発表のときまで、あなたと私の間に『私的』なものが入り得ないのであって、これをあくまで『私的』だと言うのは公私を混同するものである」。

私たちが、この電話による申し入れの経緯を、些細な点に至るまで明らかにしたのは、ここに日本マスコミ特有の体質がはつきりと露呈されており、それは山崎博昭君の死因にかんする報道とも、決して無縁でないと考えるからである。私たちは「公開状」をめぐる、この申し入れまでを含めたすべての経過を通じて、遺憾ながらマスコミに対する不信の念をますます強めないわけにゆかなかった。敢て言えば、マスコミは事実を怖れているのではないかとさえ思われた。

報道には誤りがあり得るものだ。それを事実の光に照して、訂正すべきははつきりと訂正し、答えるべきははつきりと答えるのがフェアな態度である。私たちは『展望』編集部を通じて、デスク

のK氏の応答をきいていた。当初、編集部が、K氏は居留守をつかっているという心証を得たのは、それなりの理由がある。くり返して言えば、或る取次者が『展望』編集部に、K氏が一週間欠勤中だという回答をしたその日の午後、相手を『展望』編集部と知らぬ別の取次者から、K氏が間もなく帰社するということを編集部の人から聞いていたからだ。ところがK氏は、後になってこのことを強く否定され、「居留守」云々は事実無根だと激怒されたそうである。私たちには、何れが事実であるかを判定する資格はないが、しかし報道が誤っているならば（それはしばしば起こり得るはずだ）、その誤りをいさぎよく訂正すればすむことである。もしそれが「公開状」を書いた筆者たちとそれを書かれた朝日新聞のごとき関係であるならば、公開の場で誤りを指摘し、指摘された方は公開の場で訂正すればよいのであって、この一件は経過報告から省くようになどという申し入れを、非公開を前提として筆者たちになすべきではないと思う。ましてその申し入れを行なった事実を公開すると告げられて、この申し入れは「私的」であったと弁明し、これを公開するのは「人間的」でないなどと難詰するのは、筋ちがいであろう。私たちは後段で、このように難詰する朝日新聞自身がいかにも「人間的」であるかを見るであらう。

さて、以上のことは、山崎君の死因報道とも明らかに密接な関係がある。そこで私たちは、次にこの死因報道にかんする問題点と、死という「事実」をとくにとり扱おうとした私たちの基本的態度と、さらに「私的」「個人的」ということがいかに無責任なものになり得るかという点について、若干の考えを述べたい。

* もともと伊藤氏は、K氏が居留守を使う人間ではないと語っていたが、二月十七日、『展望』編集長と伊藤・K両氏との会談のさい、このことが話題の中心となり、K氏はそもそもメモ用の黒板などは社会部内にはないと言い、このことは編集長も確認したことである。だが、たとい黒板はなかったとしても、何のメモもなしにK氏の帰社を知らせる電話応対がどうして可能だったのか、また『展望』編集部の名を明かしたときと明かさなかったときとでどうしてそんなに大きく電話応対が変化したのか、それから、伊藤氏はどうしてあんなにも執拗にK氏の件を経過報告から落すよう申し入れられ、しかも、そのように申し込まれたことを内密にするよう圧力をかけられたのか——伊藤氏が激怒するかわりに説得的な解明を与える態度を示して下さらぬ以上、とにかく私たちはこの件に関しては、いままなお深い疑惑に包まれたままである。

死因の報道について

第一の問題点は、死因の断定そのものにある。私たちは「状況証拠」なるものがどこまで証拠能力を持つものであるかを知らないが、私たちの知る限り、山崎君の「轢死」については不可解な点が無数にあるのであって、しばしば言われるように、警察発表がクルクル変えることはその最大の点である。たとえば『朝日新聞』十月九日号朝刊は警視庁発表として次のように細部に至るまで具体的に述べている。

「この時、橋のたもとにいて逃げ遅れた山崎君が車の左から右前へ向かって斜めにかけ出し、ちやうど車の進路にあたるところで突然、つまずいたような形で横に倒れた。同時に車の右前輪に

腰のあたりをひかれ、あおむけになった。車は一度止ったが、再び動き出し、胸と首のあたりを右後輪でひいた。

このさも見たような警視庁の発表と、死因は「胸部ざ滅、胸腹部内臓損傷らしい」（同日づけ毎日新聞による）というすばやい談話とは、どこまで正確なものであるか——それを決定するひとつのきめ手は、言うまでもなく死体解剖である。ところで周知のように、警察側は、遺族や弁護人の推す医師の立合いを拒否した（解剖による死因の究明は、たとえ他の医師が立合ったところで充分に争点になり得ることはよく知られている）。そのうえで、『朝日新聞』十月十日朝刊の伝えるところによれば、「死因は頭や胸、腹などを重量のあるもので圧迫されたために内臓、頭などが損傷を受けたため」であるという、曖昧きわまる発表がなされたのであった。その後、十一月十一日の東京都議会警務消防委員会では、警察当局は死因を「頭部損傷」と変更し、山崎君の死体を直接牧田病院に運んだのではなくてまず穴守橋交番に運んだことを明らかにし、山崎君は「つまずいた」のではなく、いつの間にか「しりもちをついて倒れた」ことにし、さらに警備車の重さとタイヤの幅について最後まで答弁を拒否した、といわれている（「羽田救援ニュース」第二号による）。伝えられるこのような警察側発表の変化は、私たちに深い疑惑をおこさせずにはいないものだ。その詳細は、小長井弁護士が発表した『社会新報』十月十八日号、『朝日ジャーナル』十二月二十四日号などの記事を見られたい。

だが、ここで誤解のないようつけ加えておけば、私たちはいかなる意味においても、死因が何で

あるかを主張しているものではないのである。私たちは医学的にまったくの素人であり、また死因を究明したり主張したりするいかなる手段も根拠も持ちあわせてはいないのである（したがって、死因は「殴殺」だという主張も決して信じているわけではない）。私たちの一人が見ることのできた遺体の鮮明なカラー写真は、とても重量ある車に轢かれたとは思えぬほどにきれいなものであり、とくに腹部には何の損傷も認められず、頭部にのみ傷のあるものであったが、これについても私たちの考えは素人の想像の域を出ないものだ。しかし、それにもかかわらず、私たちは警察発表が曖昧であり、二転三転していることを見逃すわけにはゆかない。

「事実」は二とおりあるのだ。その一方の「事実」、すなわち「殴殺」説は、何ら探求されていない。他方の「事実」、すなわち「轢殺」説は、グラグラゆれている。このとき報道人は、死因の断定を避けるか、ないしは断定の根拠を示す以外に、何を報道することがあるだろう。その断定の根拠とは、正確な目撃者の証言か、明確に山崎君の轢死現場と判定し得る証拠写真か、あるいはそれに代る物証以外にあり得るだろうか。朝日新聞は、それらをまだ私たちに与えてくれないのだ（この点については、『週刊朝日』十月二十日号、十一月三日号、『朝日ジャーナル』十二月二十四日号参照）。

この段階において、「諸々の状況証拠からそのように判断した」と言うだけでその「証拠」を提示できないのでは、警察発表を鵜呑みにしたと言われても抗弁の余地がない。朝日新聞は他のマスコミ同様に、死因を明らかにせぬままに轢殺世論を作り上げ、それを確固たるものにすべく今なおその役割を着実に果しつつあるのであって、私たちはこれをマスコミの「暴力」と呼ぶことに躊躇し

ない。たとえ方が一、「轢死」が事実であったところで、「警察発表によれば」という前提もなしに、また証拠も明示せずに、これを断定し、そのような形で読者に事を報道した責任を、マスコミは全面的に引受けねばならない。かくして、いやしくも公的な場で見るかぎり、朝日の態度のどこに一体「人間的」なものが見出されるのだろうか。

なぜ死因に固執したか

さて、断るまでもなく、私たちにとって山崎博昭君の死は、その死因がどのようなものであろうとも、本質的には何ら変わるものでない。山崎君は佐藤首相のヴェトナム訪問を阻止しようとして組まれた隊伍のなかにあった。そして、ヴェトナム侵略戦争に反対する私たちは、佐藤首相の訪ヴェトナム阻止という一点において、山崎君とまさしく共通の願いを持っていた。私たちは十・八の当日それを行動によって表現はしなかったけれども、山崎君の属していた隊列は、私たちの共通の願いを政府に強制するために組まれたものだった。この隊列が、政府やマスコミのいわゆる「暴徒」と化したのは、ヴェトナム戦争への加担を深めつつ自由な意志表示の手段すら圧殺する政府の暴力と、かくも恣意的に「事実」を捏造するマスコミの暴力と、この圧倒的な暴力二重奏の作り出した当然の結果だったのである。山崎君はこのデモ隊のなかにあって、機動隊の狂暴な弾圧と、それに抵抗しようとするデモ隊とによって作られた混乱のうちに若い一命を落したのであった。私たちは山崎君の死の根本的な責任が、「殴殺」の場合はもとより、たとえ「轢死」であろうとも、何よりもま

ず戦争政策を遂行する政府にあると考える。その意味において山崎君が、直接死因はいかようであろうとも、まず第一に権力の犠牲者であったことは明らかである。

にもかかわらず、私たちは今回、なぜかくも「死因」という、一見非本質的な事象に固執したのだろうか。ほかでもない、動かし得ぬ個別的事象を捉えてでなければ、とうてい有効なマスコミ批判は展開できないと判断したからであり、そして七〇年安保闘争をめがけて激動を重ねつつある現時点で、力の及ぶかぎりマスコミ批判を試みておくことを緊急事の一つだと判断したからである。また私たちが今回のマスコミ批判にさいして、ことさらに『朝日新聞』という特定の新聞を相手として、投書―公開状―面談という直接行動の線に沿ってこれを追求したのも、総合雑誌に今までよく見られた総括的・概論的なマスコミ批判では体よく逃げられてしまうものまでも捉えてみたいと思っただからである。つまり、相手を否応なく責任をとらねばならぬ場にまで能うかぎり追いつめること、どんなに無責任をきめこもうとも、少くともその無責任さには万人の前で責任をとらざるを得ぬ場にまで追いつめることを意図することにはかならなかった。むしろ、そのことによって、かえって逆に、私たち自身の方が相手から追いつめられることにもなるであろうが、責任追求とは元来そうしたものであることくらい、私たちは百も承知であった。

無責任体制としてのマスコミ

さて、結果はいまや明らかであろう。私たちの眼前に姿をあらわしたものは、どの面から手を廻

してみてもまるでとりつく島もない、美事に装われた全面的無責任体制としての、現代日本のマスコミの不可視的機構の一端であった。

まず、伊藤社会部長との会見がようやく実現するまでの難航をきわめた経過をもう一度ふりかえっていただきたい。そこにはまず、あらゆる口実を弄して逃げ廻るという、およそ「大朝日」のイメージには似つかわしからぬ卑小な行為が支配している。しかもこの卑小な行為は、一転して、『展望』さんのメンツを立てるための、『展望』さんへのサービス」としての私的な会見という尊大な行為となって落着する。しかもこの卑小さも尊大さも、もともと「回答一切拒否」という社内の默契から由来したものであって、田代、K、伊藤氏など個々の社員の個性は何ら責任を負わなくてもよいように仕組まれているのだ。もっとも、個々の社員の主観的意識においては事はまさに逆立してあらわれ、彼らは責任が社全体に及ぶよう、つとめてこれを個人の枠内に局限しようとし、そのために経過事実の全面的公表を極力押えるよう最後まで努力した。このことは、「事実」ならびに批判にたいするマスコミの態度を的確に示す象徴的事実である。マスコミは「事実」を報道する圧倒的な力をもつと同時に、報道しないという絶対的な力をもっている。とりわけ自社にとって都合の悪い事実を報道しない、公表させまいとする個々の社員の「愛社精神」（この愛社精神は、競争相手たる他社にとって都合の悪い事実をも報道せぬ、仕返しを恐ろしいから、ということころまで徹底している）は、社全体としての無責任精神と美事に合体しているようにみえる。

朝日が私たちの経過報告の過程にあれほどにまで執拗に介入し、事実誤認を公開の場で指摘する

よりもむしろその公開それ自体を事前にさし押えようとする努力し、しかもその努力を「人間的」だと錯覚したのも、実に根の深い問題だったのである。つまり彼らの言う「人間的」とは、ただ私的な場でだけ発揮され、公的な場では逆に、根拠も明示せぬ死因の一方的断定というとき全き非人間性が支配し、しかもこのような公的な非人間性は、まさに彼らの私的な人間性によってこそ支えられ、機能していたわけである。まことに彼らの「人間的」とは、「非人間的」のまたの名にほかならず、彼らの個人的責任感とは、社全体の無責任体系の別名でしかなかった。

実際、既述のように伊藤社会部長は、私たちとの会談においても電話においても、「どこまでも個人として」という点を強調されたが、それと連関して思い出されるのは、その会談とちょうど同じ日にもたれた、『現代の眼』誌主催の西島芳二朝日新聞論説顧問と筆者の一人竹内との対談、および対談までの経過である。西島氏もまた社を代表して答える資格の自分ないことを強調され、またニュース編集面の個々の問題については何も知らないことをくり返し力説された。しかも、そのような態度こそかえって逆に、社の全体的立場を実に有効に代弁するものになったのである。これも決して偶然のことではなく、たとえ事前に相談はなかったにせよ、まことに巧妙に仕込まれたマスコミ精神の顕著なあらわれであったとしか私たちは思えない。なぜなら、『現代の眼』誌の編集方針としては、「七〇年安保」をめざす現代日本の激突の容態を理論的に整理するために、羽田闘争をめぐる「公開状」をつきつけた筆者の一人と、それをつきつけられた朝日新聞編集局長田代氏とを直接に対決させようというのがそもそもの意図だったにもかかわらず、田代氏は奇怪に

も「公人」なるゆえをもってこれを拒否し、つぎに交渉した森恭三氏もまた七〇年安保にたいする朝日の報道態度検討途上のゆえをもってこれを辞退、つづいて交渉した江幡論説主幹もまた主幹になりたての新米で発言権を先輩にゆずりたいとの理由でもってこれを辞退、ようやく最後に、名目上退社しているがゆえに私人として物が言えて、しかも長年の朝日人として最もよく社を代弁し得る西島氏がこれに応ずることになったという、まことに紆余曲折した交渉経過を辿った挙句のことだったからである（以上の事実経過は『現代の眼』編集部の報告による）。新聞人が発言するとき、その発言の責任が社に及ぶようにしつつ、しかも社をよりよく代弁できるようにするために、どれほど涙ぐましいまでの配慮がなされているか、つくづく驚嘆せずにはいられなかった次第である。

ところで、こうした個々の社員の「個人的な」努力を制約し、同時に強く支えていたものは、いうまでもなく社の公式態度としての、問答一切無用の決定であった。何を訊かれても一切ダンマリ、たしかに死因を「轢死」と断定して報道したがその根拠は言う必要がない、訊くのは勝手だがそれに答える必要はないし、また答えない理由も言う必要がない、マスコミ批判大いに結構だがそんなものを紙面に載せる必要はないし、また載せない理由も言う必要がない、さらにはマスコミ批判をやった奴の原稿など、たとえ依頼原稿だってボツにしても構わない——まことにこれは完全無欠な言論圧殺ではないか。しかもマスコミは、自分が裏で何をしているかは一切伏せたいので、紙面のうえではいつも麗々しく「言論の自由」「フェアな対話」を鼓吹しているのだから、言論圧殺もこれ以上念の入ったものを考案することは不可能だろう。例えば第二次羽田闘争直後（一九六七年十

一月十三日）の朝日社説を見るがよい——「……内外多事、ことに七〇年の安保問題をひかえて、いまほどの対話が望まれ、必要とされる時はないといえよう。そしてそれがまた暴力デモを自滅させ、悲しむべき焼身自殺を二度とはくりかえさせないための道と考えるのである」。また「本紙創刊九〇年」を記念して、朝日論説主幹江幡清氏は、一月二十四日朝刊十七面に「新聞を対話の場に」と読者に呼びかけ、その中で「（新聞が）論争、判断、選択のための国民共通の土俵を準備したい」との希望を表明しているのである！

おそらく個人の場合だったら、こんな途方もない二重人格の人物など、社会人としてはとくに葬り去られていることだろう。それなのに、どうしてマスコミだけは、その絶大な社会的影響力をもってして、しかもなおこのような無責任が許されているのだろうか。この奇蹟の秘密は、取材や編集の舞台裏は明かす必要なしという原則、伊藤・西島両氏共通の比喩を借りれば、「裁判官は弁解せず」という原則に在るらしい。だがマスコミという裁判官は、たいへん気楽な裁判官であるらしく、弁解しないでよいだけではなしに、当然なすべき判決理由の公開すら必要とせぬものらしい。しかもこの気楽さたるや、「ニュースソース秘匿権」という、もともと権力から個人の人権や取材の自由を防衛するために設けられたはずの貴重な権利を、自分に都合のいいように歪曲拡大して、大義名分が立ったと錯覚することだから、いよいよもって気楽さいや増す、という仕掛になっている。

だがマスコミとても、そうどこまでも無責任をきめこむのでは外聞が悪い。そこで最後に、「だ

が紙面には、紙面だけには、責任をもつ」と、毅然たるところをチラとお見せになる。だが、これは一体どういう意味なのだろうか。伊藤氏の原稿中の言を藉りれば、これは「かりに記事について読者の疑念があるとするならば、それはさらにニュースの発展にそって継続的な報道をすることにより、疑念を解き、読者の理解を深めていく」という、分ったようでその実は何のことやらサッパリ分らぬ言葉によって示される。これは万が一事実的重大な誤りがあったときに、どのような報道の仕方となってあらわれるのであろうか。私たちは伊藤社会部長に、かりに轢死という「事実」がくつがえったり、曖昧のまま遂に明らかにならずに終わった場合は言うまでもなく、たとえ万が一轢死が事実であったとしても、断定する根拠自体が異なっていた場合は、報道人として当然責任を明らかにすべきであることを述べた。また「事実」のくつがえった例の一つとして、松川事件を挙げた。これにたいして社会部長は、山崎君にかんする事実Ⅱ轢死がくつがえることは絶対になく、また松川事件については、朝日新聞自体が犯人を断定したことはなかったと思う、という答えであった。この後の点については、少し調べてみれば容易に分ることだろうが、たとえ朝日自体が一切断定を行なわなかったにしても、ここでも二つの「事実」があり、その一方を圧倒的に読者にたたきこむことによって、新聞が共産党弾圧という当時の占領軍ならびに政府の政策に大いに貢献したことは否定できない。このような新聞の責任は、「ニュースの発展にそって継続的な報道」をし、「読者の理解を深めていく」といったことで済むものなのか。一人の広津和郎が行なったことくらい、技術的には、歴大な機構と調査力を持つ新聞社にできぬはずはなかった。無罪判決が出たとき

に、マスコミはそのことをこそ恥じねばならなかったはずだ。だが当時そのような声がどこからも聞こえて来なかったことは言うまでもない。あらゆるマスコミは、「ニュースの発展にそって」ズルズルと報道を変え、こうして読者の「疑念を解き」、「読者の理解を深め」たのであった。個人であれば、このようなことはよほど破廉恥でなければできない芸当でない。しかし、それがマスコミには可能なのだ。

かくして、私たちが頭ではとくに分っていたこの無責任体制の具体相を、微に入り細にわたって示してくれたことこそ、朝日新聞の実に「人間的」で誠実な唯一の「回答」だったと私たちは考えている。

*

以上は、ミニコミを通じてのマスコミ批判の、おそらくはギリギリの線であるだろう。あるいはすでにその線はかなり大幅に越えているかもしれない。他にも書きたいことは色々あるけれども、今の私たちの能力では、もうこれ以上は進むことができない。このことは、以下（あとがき参照）に掲げられる『展望』編集部声明をご一読下されば、読者にもほほ察していただけることと思う。私たちの批判が私的なものを勝手に公開したという点で、「フェアでない」という非難が、『朝日』だけでなく『展望』編集部を通じてさえ、最後の最後まで執拗につきつけられてきた。だが、公開の場では一切問答無用、人目に触れぬところだけで「人間的」の美名のもとにこっそりと取引きしようとする、傲岸にしてかつ陋劣な現代日本のマスコミに対して総力挙げて闘うのに、すべて

の経過を読者のまえに公然と暴露してかかる以外、私たち非力な個人に、一体どんな武器が残されているというのか。これをなお「フェアでない」と誣めるならば、かかる皮相偽善の見解に対しては、私たちは魯迅の響みに倣って、昂然と次のように宣言する——「『フェアプレイ』は時期尚早である」と。実際、ただ今このとき、いたずらにいわゆる「フェアプレイ」に拘泥していたならば、「中国の暗黒」ならぬ「日本の暗黒」は、層一層深まるばかりであるだろう。読者諸兄姉よ、私たちの苦衷を察してほしい。

あとがき

一

1 本書は、第四部に収めた二、三のものを除き、一九六七年十月、十一月の二つの羽田闘争以後二年間に私が執筆した文章のみによって構成されている。今回ここに収録するに当って、私はそれらの文章に多少の加筆訂正をほどこしたが、とくにお断りしたものを除けば訂正の範囲はごく限られており、初出のときと論旨にまったく変りはない。発表誌紙名は各文章の冒頭に記しておいたが、ここにいま一度全体を整理して掲げるとともに、発表の事情その他について必要なもののみにつき若干の補足説明を述べておきたい。

第一部

「民主主義のなかの暴力」——『現代の眼』一九六八年一月号。

「事実とは何か」——『二橋新聞』一九六七年十月十六日号。

「朝日新聞への公開状」——『展望』一九六八年一月号。竹内芳郎と共同執筆。

「朝日新聞への公開状」その後」——『展望』一九六八年四月号。竹内芳郎と共同執筆。

第二部

「否認の革命と革命の否認」——『現代の眼』一九六八年八月号。

「パリ通信」——一九六八年五月六月」——『一橋新聞』一九六八年七月一日号。今回の収録に当り若干加筆。

「ナショナリズムと脱走」——『脱走兵の思想——国家と軍隊への反逆』（太平出版社一九六九年六月刊）に収録。同年四月執筆。

第三部

「橋をわがものにする思想」——『フランツ・ファノン集』（みすず書房一九六八年十二月刊）に「解説」として発表。同年八月九月執筆。

「なぜ金嬉老を弁護するか」——『金嬉老公判対策委員会ニュース』第一号（一九六八年六月二十四号）。同年四月執筆。

「金嬉老を裁けるか」——未発表。一九六九年十一月二十九日の報告速記をもとに同年十二月に執筆。

第四部

「『遅れたレポート』——『一橋新聞』一九六七年一月十五日号。

「文学と社会科学の接点」——『小平祭報告書——第六回小平祭——』（一九六六年九月一橋大学小平祭実行委員会刊行）。同年五月十三日の講演原稿に加筆したもの。

「サルトルと『知名度の濫用』」——『大学公論』一九六七年創刊号。同年二月執筆。

「批評の資格」——『新日本文学』一九六八年三月号。

「新日文への批判」——未発表。一九六九年十二月執筆。

2 第一部の文章は、見られるとおり、すべて六七年十月・十一月の羽田闘争をめぐる書かれたものである。そして私がこの一連のエッセイを執筆したのは、何よりも埴谷雄高のいう「黒い死をもたらす権力」が、自らは「非暴力」と「合法」を隠れみのにして「暴力」批判をふりまき、そのことによってわれわれを威嚇していたばかりか、実際に二人の「暴徒」を死に追いやったからであった。私はそこに政治暴力の露骨な姿を見た。それが私に巻頭の「民主主義のなかの暴力」を書かせた直接の契機である。

この文章は、一部で反対暴力の礼讃と見なされ、他方ではそのような暴力の正当な評価を欠いていると批判された。ところで私自身はこれを書くに当って、何よりも右に述べた権力側の投げる「暴力」批判が、まったく根拠のないものであるというところから出発したのである。それというのも物理力としての暴力、平たく言って力のちがいを抛りどころとする恫喝・強制は、人間関係を不可避的に条件づけているものの一つであって（子供同士の関係、大人の子供に対する支配、男女

のあいだなどにもそれが直接に見られる)、それは法の名において組織された暴力、すなわち国家にとりこまれ、そこにおいてこそ最高に活用されているからだ。死刑・懲役・禁錮・拘留など、個人が行なえば「犯罪」とされることが国家には法の名において許されているのも、また機動隊が存在するのも、つまりはこのことに帰するだろう。だがまたこれへの批判や抵抗、つまり反暴力に対して、国家という形で組織暴力を独占する機構は、必ず「暴力」の名を与えてこれを非難するだろう。それは第一に、法を口実として行使される暴力が自己を「非暴力」と詐称するからであるが、たとえそのことを捨象したにしても、暴力は依然として人間関係の避けられぬ条件であることをやめてはいないからだ。つまり「暴力」という非難を怖れて逃げまわっているのは暴力批判すらできないのであって、そのことをいくぶんなりとも明らかにするために、私は「言葉の奪還」「言葉の垢おとし」を試みたのである。それがこの一文の趣旨であった。同様な言葉の奪還の試みは、後に竹内芳郎の「現代の暴力」(『国家の原理と反戦の論理』現代評論社)、野村修の「暴力と非暴力をめぐって」(『暴力と反権力の論理』せりか書房)にもあらわれている。つけ加えて言えば、私は野村修がこのエッセイのなかに示した八つのテーゼに、全面的に賛成である。

人間は所詮暴力を逃れることができない筈である。だが私は暴力を自己目的とする暴力には未だかつて賛同することができなかった。それが必ず極端な主義主義か頽廃に陥ることは、目に見えているからである。したがって反対暴力は必ず理念としての「非暴力を内に含む」ものでなければならなかった。このような私の観点は、おそらく「暴徒」と呼ばれた人たちを納得させるにはほど遠

かったであろう。そこからいくつかの批判が生まれたように思われる。

今にして考えてみると、私の文章は多分に抽象的であり、むしろ国家暴力そのものの解明に努力を向けるべきであった。しかし二年前の私には、その力量がとうてい備わっていなかったし、今もその点でどこまで先に進み得たかは疑わしい。ここではただ金嬉老公判対策委員会での仕事を通じて、法批判という形で国家批判が重要な課題として登場してきたことをつけ加えるにとどめる。それについては本書第三部の「金嬉老を裁けるか」及び『金嬉老公判対策委員会ニュース』第一三号「法と人間または検察官の精神構造」を参照されたい。

3 同じ第一部の「事実とは何か」は、京大生山崎博昭の死因とされたものへの疑惑から執筆を思い立ったものである。また朝日新聞にかんする二つの文章は、「事実とは何か」をマスコミ批判として発展させたものであるが、発表に当っては竹内芳郎と分担執筆し、それを持ち寄って両者が数回にわたり慎重な討議を行なった。とくに『朝日新聞への公開状』その後は、朝日の圧力を真っ向から受けて窮地に立った『展望』編集部が、再三にわたってわれわれにクレームをつけ、文中に掲げられた編集部メモも土壇場で二転三転し、そのためにわれわれの文章も加筆訂正を余儀なくされる有様であった。その事情は、同時に発表された「八『朝日新聞への公開状』その後」を掲載するにあたって」と題された編集部声明によっても推測していただけたと思う。それを以下に掲げておく。

この「『朝日新聞への公開状』その後」を掲載するにあたって、以下のことを確認しておくことは、当編集部との当然の義務であると考えて。

編集部は本誌一月号所載「朝日新聞への公開状」への朝日新聞側の回答を得て『展望』へ掲載するために交渉中の一時期、経過メモに発表した諸事実から朝日新聞K氏が居留守を使ったと推測していた。しかし、これはのちに編集部が根拠とした事実と誤認があることが判明し、居留守を事実として認定することが不可能であることを確認した。

右の事実から全体の経過を検討するならば、二月十四日、朝日新聞社会部長伊藤牧夫氏が鈴木道彦氏に対して、K氏の居留守は事実無根であり、これを交渉経過から削除するよう求める趣旨の申し入れを行なったことは当然であると考えていることができる。したがって、編集部は、伊藤氏から鈴木氏への電話による申し入れがあったという事実を根拠として、朝日新聞に対する批判を展開することは妥当でないと考える。

編集部は、この見解を竹内・鈴木両氏へ伝え、当該部分を削除することを要請した。しかし両氏は、これを拒否し、編集部がこの部分の削除を固執するならば、全文の掲載を見合わせるとの意向を伝えてきた。

編集部は以上の経過を慎重に考慮し、全文を検討した結果、右の編集部の見解を確認しつつ、全体としては現在の新聞報道のあり方について重要な問題を提起するものである意義を確

認し、当該部分をふくめて全文を掲載することとした。

ここに全文を掲載するにあたって、編集部の見解を表明するものである。

竹内芳郎と私は、もとよりこの編集部の態度を肯定することができなかった。だがまたわれわれは右のようなマスコミと綜合誌の関係をも含めて、このいっさいを読者の前にさらすのがよいという判断を持ち、この文章を『展望』に掲載することにふみ切ったのである。この文章以後、私は当然ながらここに述べたマスコミ批判を今も堅持している。ただし、マスコミには書かぬが商業雑誌・綜合雑誌には書く、といった態度でことがすまないことも明瞭である。私はこれまでほぼ一貫してマスコミでの発言を断りつけてきたけれども、今後はそのような態度をも含めて、一度じっくり検討してみたい。その場合、問題はメディアの性格である以上に、ジャーナリズムの注文＝思想の商品化に対する、発言者の自立すなわち主体であろうと思われる。